

会 議 録 第 3 号

1. 招集日時 令和6年6月11日(火) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 22名

1番	鈴木勝利
2番	伊藤知子
3番	藤田尚美
4番	磯山和男
5番	池辺己実夫
6番	甲斐徳之助
7番	塚原正彦
8番	柳井哲也
9番	遠藤憲子
10番	大森和夫
11番	加藤政之
12番	出澤大
13番	山本伸子
14番	小松崎伸
15番	水梨伸晃
16番	伊藤裕一
17番	杉森弘之
18番	須藤京子
19番	黒木のぶ子
20番	高嶋基樹
21番	諸橋太一郎
22番	石原幸雄

1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

市 長	沼 田 和 利
副 市 長	鷹 羽 伸 一
教 育 長	川 村 始 子
市長公室長	飯 野 喜 行
経営企画部長	糸 賀 修
総 務 部 長	野 口 克 己
市 民 部 長	吉 田 茂 男
保健福祉部長	渡 辺 恭 子
環境経済部長	二野屏 公 司
建 設 部 長	長谷川 啓 一
教 育 部 長	小 川 茂 生
会 計 管 理 者	関 達 彦
監査委員事務局長	本 多 聡
農業委員会事務局長	榎 本 友 好
市長公室次長兼 秘 書 課 長	稲 葉 健 一
経営企画部次長兼 政策企画課長	淀 川 欽 市
総務部次長兼 人 事 課 長	石 野 尚 生
総務部次長兼 契約検査課長	門 倉 史 明
市民部次長兼 市民活動課長	斎 藤 正 浩
保健福祉部次長兼 医療年金課長	宮 本 史 朗
保健福祉部次長兼 社会福祉課長	石 塚 悟
環境経済部次長	藤 木 光 二
環境経済部次長兼 廃棄物対策課長	岩 瀬 義 幸
建 設 部 次 長	野 島 正 弘
教育委員会次長兼 教育総務課長	吉 田 充 生
教育委員会次長兼 スポーツ推進課長	高 橋 頼 輝
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

庶務議事課長	飯 田 晴 男
庶務議事課副参事	滝 本 仁
庶務議事課主査	椎 名 紗央里
庶務議事課主事	田 上 洋 子

令和6年第2回牛久市議会定例会

議事日程第3号

令和6年6月11日（火）午前10時開議

日程第1. 一般質問

午前10時00分開議

○諸橋太一郎 議長 おはようございます。

本日の会議を開きます。

一般質問

○諸橋太一郎 議長 日程第1、一般質問を行います。

初めに、19番黒木のぶ子議員。

〔19番黒木のぶ子議員登壇〕

○19番 黒木のぶ子 議員 皆様、改めましておはようございます。市民クラブの黒木のぶ子です。どうぞよろしくお願ひいたします。

最初に、先進自治体への視察研修について質問をいたします。

今、日本の現状は様々な面で後退の側面が見受けられます。自治体でさえ消滅の可能性があるとのことです。

この消滅自治体という言葉は、ちょうど10年前に公表されておりましたが、今年の4月に再度消滅自治体という言葉が新聞等で公表されたことは周知のとおりであります。

2014年地方創生の法案とともに、それぞれの市、区、町、村はもとより移住の促進や子育て環境の整備などで地域の魅力向上を図る努力をし、様々な取組をしてきたことは牛久も同様であります。

しかしながら、目に見える効果、結果には乏しいという状況であります。消滅自治体は、今年の4月の段階で該当すると言われていたのが744もあるのです。

先ほど申し上げましたように、この間、牛久市も様々な努力をしてきたのでありますが、千葉県流山市のように目に見える人口の流入には乏しく、出生数や高齢者数から判断すれば、現在の人口は約8万4,000人ということですから、この先、自然減が増加することを考えれば、牛久もこの消滅自治体にならないとは言い切れません。

そういう中で、牛久市に住みたいという若者たちの魅力づくりをしなければならぬということが喫緊の課題になってまいります。そうしなければ、税収も落ち込み、経済も落ち込むというような想定される中で、このままでは牛久市もジリ貧になってまいります。

組織は人なりとも言いますので、執行の実務を担う観点からも、また、ますます高度化とともに多様化する行政需要にいかに対応することができ、しかも、これからは個性豊かなまち

づくりをしなければ人は集まってこない時代であると考えます。

そこで、質問をいたしますが、常任委員会の視察研修に市のそれぞれの部局の職員が同行し、視察研修をしてはどうかということです。一緒に視察研修をすることによりまして、視察先の多様な情報を取得することで、柔軟な思考力や論理的な思考力や業務に関する能力をさらに高められ、これらが牛久のまちづくりや市民ニーズの実現に大変役立つものと考えられます。

気づきや発想はなかなか難しいと考えておりますが、他の自治体の情報を得ることで、模倣から生まれる、そして、その模倣から物事を始めれば、よい施策あるいは運用が可能で、あれこれ考えているよりも効率性や向上性が図られ、そして、経費の削減等になるのではないかと考えます。

つきましては、職員と常任委員会委員との視察研修についての御所見をお聞きいたします。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 質問にお答えいたします。

常任委員会の視察につきましては、平成28年度に常任委員会が先進自治体への視察研修を実施した際に市執行部職員が研修に同行しておりますが、平成29年8月に当時の市議会議長より、議会による先進地視察研修への執行部職員同行の廃止を求める申入れがなされたことから、その後は視察研修への同行は差し控えていくと回答しております。

先進自治体への視察研修は職員の見識を広げ行政運営に反映させる機会として、大きな効果があるものと認識しております。市議会の視察研修への市執行部職員の同行につきましては、議会全体での申入れ見直しの議論を待つて総合的に判断してまいります。

○諸橋太一郎 議長 黒木のぶ子議員。

○19番 黒木のぶ子 議員 ただいま市長のほうから御答弁をいただきましたけれども、今の答弁に対しまして再質問をしたいと思っております。

過去に議会のほうから先進地視察研修の執行部職員同行の廃止を求める申入れがあったのですが、それから六、七年の経過とともに、議員のメンバーも大変さま変わりしております。そしてまた、コロナ禍を過ごす中で、社会通念や自治体の在りようも変化しております。

御答弁にありましたように、職員の見識を広げ、行政運営にも反映させる機会としてもよい効果が出るものということでの御答弁がありましたので、市執行部の視察研修参加につきましては、議会の再度の申入れをすることで実施することができるとの判断でよろしいのでしょうか。再度お聞きいたします。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 再質問にお答えいたします。

先ほど答弁申し上げましたとおり、過去に議会から申入れによって同行を取りやめたといった経緯がございますので、議会の申入れがあれば再度検討に値すると思っておりますし、また、市長就任時に議長のほうから常任委員会の職員同行についての依頼もありましたので、その当時から議会全体と、あと職員としてのまた議会とは目線が違うわけがございますから、職員が同行して同じテーマに向かっての見識を広げるといったことは有効であるというふうに思っております。

○諸橋太一郎 議長 黒木のぶ子議員。

○19番 黒木のぶ子 議員 今、市長のほうからありましたように、本当に行政マンというのは、いろんな意味で議員なんかよりもいろんな法律に則した形での実務執行ということになっておりますので、本当に私たち、そういう面では視察後に同行職員と議員とが視察内容等を含め、視察の全体の様々な内容、そして、それぞれが感じたことなどを議論することが議員にとりましても大変勉強になると考えます。

行政マンは、事業する際には法令、要するにコンプライアンスと言われます法令を守らなければならないことと、事業の内容によりましては準拠が要求されることがあります。そしてまた、行政マンは重層的で総合的な知識を持っておられるというふうに認識しておりますので、視察研修を契機といたしまして、執行部も議員も市民の無駄のない、そして先ほど申しましたように、効率のいい方向性で市民の要望や負託に寄り添った形で、安全安心のまちづくりに寄与できるものというふうに考えております。

そうした中での御所見をお聞きしたいと思えます。

○諸橋太一郎 議長 野口克己総務部長。

○野口克己 総務部長 市議会議員の皆様と市執行部職員のディスカッション、これは現在議長からの申入れにより定例会ごとに実施している議案勉強会の際、議案に関連して様々な御意見をいただく機会がございます。

また、令和6年5月には、やはり議長からの申入れにより、国道6号バイパスや県道竜ヶ崎阿見線バイパス整備等についての勉強会を開催し、国土交通省や茨城県牛久警察署の職員等をお招きして情報共有を行い、様々な御意見を頂戴したところでございます。

今後も様々な機会を通して市議会議員の皆様と情報共有や意見交換ができるよう努めてまいります。

視察に関連しましては先ほどの市長の答弁のとおりです。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 黒木のぶ子議員。

○19番 黒木のぶ子 議員 視察研修同行するということは、今後の課題ということではありますが、本当に職員にとりましても、議員にとりましても、市民のよりよいという行政サービスはもとより、長期にわたる市の在りようなども模索し、執行部も対峙するのではなく、同じ方向性を向きながら情報の共有や意見交換をよろしくお願いいたしまして、次に、交通弱者の救済についての質問をいたします。

2024年問題でありました働き方改革は、運転手不足が発生し、移動手段を持たない高齢者には多大な影響も出ております。高齢者にとりまして、駅や市役所等への歩いては苛酷な状況であるとの声がたくさん寄せられております。多分、市にも同様の苦情が多いのではないかと思います。市民が怒っている理由といたしましては、働き方改革は早くから市では情報を持っていながら何の方策も対策も打ってこなかったもので、募る不安や積もる不満となっているのです。交通弱者、特に高齢者の暮らしを支えるかっぱ号やうしタクの利用者は、高齢者の増加とともに

年々増加している現状から、病院に行くにも病院のはしご等をしなければならない。買物等に行きましても、若い人はネットで商品を購入するということがありますが、高齢者にとりましては、ネットの使い方等におきましても、それと、やはり品物を吟味した形で物を購入したいというその年代年代のこだわった物の買い方ということがありますので、現在、土日の民間の路線バスの廃止等とも重なった地域では、早急な救済が必要なのではないかと思えます。

高齢者であっても、家族や自ら運転できる人については予算的な面からも考慮し、タクシー運賃の助成等についての御所見を伺いたいと思えます。

○諸橋太一郎 議長 糸賀 修経営企画部長。

○糸賀 修 経営企画部長 令和3年3月に策定いたしました牛久市地域公共交通計画におきましては、交通弱者のみならず、誰もが移動手段を選択できる環境をあるべき姿として考えております。

市といたしましても、議員の御質問でございます交通弱者向けの公共交通確保対策は、重要な施策と認識しておりますが計画にもありますとおり、公共交通を必要としている市民全てに向けた対策が交通弱者におきましても同様に有効であるものと考えてございます。

一方、法改正等に伴います運転手不足、働き方改革により、各種バスの運行において本年4月1日から減便が生じ、市民の皆様には御不便をおかけしております。

このような状況を解消するための一つの取組といたしまして、今般の議会に補正予算として上程しておりますが、ドライバーバンクの創設、AIオンデマンドを活用いたしました自家用有償旅客運送の実証実験を行ってまいります。

御質問でございます高齢者へのタクシー運賃の助成ですが、本市の公共交通の在り方といたしまして、誰もが移動手段を選択できる環境を整えるという観点から、対象を高齢者のみとせず、全ての方を対象とした手段を取ることで、高齢者を含めた課題の解消を図ることを目指し、タクシー運賃の助成を含め、引き続き検討してまいります。

まずは、今回の実証実験を通してドライバーの確保を図ることにより、市民全体の移動手段の確保に努めてまいりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○諸橋太一郎 議長 黒木のぶ子議員。

○19番 黒木のぶ子 議員 部長のほうから御答弁をいただきましたけれども、全ての人の移動手段を考えているということで、その中で、タクシー運賃の助成を検討していくというふうに今答弁をされ、そして今現在、検討中であるのはAIオンデマンドの実証実験を進めているとのことですが、それでは再質問といたしまして、4月からライドシェアということが東京、神奈川、愛知そして京都の一部がタクシー事業者に帰属する形で実施しておりますが、ライドシェアについての牛久市の現況についての考え方、また、うしタクの利用しやすい改善策などについてのお考えをお聞きいたします。

○諸橋太一郎 議長 糸賀 修経営企画部長。

○糸賀 修 経営企画部長 再質問にお答えします。

現在、都内などで実施されております日本版ライドシェアにつきましては、国土交通省が指定

した地域におきまして、タクシー会社が研修や運行管理などを行う実施主体となりまして、一種運転免許のドライバーが配車アプリを活用しながら自家用車を使い、運賃はタクシーと同水準の額で、かつ、キャッシュレス決済の方法によりまして実施されている事業であるものと認識してございます。

現行法令の範囲内におきましては、安全を確保した上で運行することが可能となれば一つの移動手段として有効なものと考えておりますが、先ほども申し上げましたとおり、まずは4市連携によりますドライバーバンクの創設、AIオンデマンドを活用いたしました自家用有償旅客運送の実証実験を通しまして、ドライバーの確保を図ることにより、市民全体の移動手段の確保に努めてまいりたいと考えてございます。

うしタクの運行の御質問でございませけれども、これまでも行き先や混雑時、時間帯などを分析いたしまして、龍ヶ崎済生会病院への乗り入れや、運行時間の拡充などを図ってきたところでございます。

しかしながら、利用者登録、それと利用者数が年々増加する中で、お断りする件数も年々増加している状況となりますので、先ほど申し上げました実証実験と並行いたしまして、市内の移動手段としての利便性の向上を引き続き検討してまいりたいと考えてございます。

○諸橋太一郎 議長 黒木のぶ子議員。

○19番 黒木のぶ子 議員 かつば号もうしタクも本当に交通弱者を対象にするのではなく、市民全体を対象にするということであれば、今まで路線バスがたどってきたような形で、なかなか本来は交通弱者という、そういう絞り方じゃなくて全体ということであれば、なかなか市の財政ということとか、バスの台数とか運転手、それでなくても運転手がないからこのような現状になっているというふうに考えていかなければならないでしょうし、今、高齢者は生活、今どうして維持していくかということに対しまして、非常に困っているということなので、かつば号ももちろんですが、うしタクが随分申し込んで断られる率が高いというようなことで、やはり使い勝手が悪いというような、やはり私的というか、市民の声の代弁者といったしましては、やっぱり交通弱者の救済というふうな視点から考えていかなければ、全体の交通の移動を考えるということは極めて無理な状況になるということなので、今申しましたように、高齢者が明日に病院にも行けない、買物にも行けない、そのような人たちの救済を早急をお願いしたいというふうに思うところなんです、その辺につきましては、これからよい事業案というものが示されるというふうに考えてはおりますが、その間、この示されるその間、どのようにしたらいいのかというふうに考えるところであります。

この辺は、答弁は求めないというふうにしてありますので、答弁は要りません。

そういうことで、3番目の孤独・孤立対策について質問をいたします。

4月より孤独・孤立対策推進法が施行され、この対策推進法は、孤独・孤立は何人にも生じるとして、その対策を国や地方自治体の責務とすることになっております。この孤独・孤立の問題は、以前から今の社会環境の中では課題の一つであったことは否定できません。社会とのつながりを持ってない人、経済的に困窮し、それに伴う孤独死、また、80代の親と50代のひきこもり

の子供が同居する8050問題などや孤独・孤立に関わる問題は、児童虐待やいじめの問題にも起因すると言われており、自殺なども関連性があるとされております。

このように多岐にわたることから、民間で活動されている自治体、もちろん行政におきましてもこの支援策を含め、牛久市は孤独・孤立対策推進法への取組をどのような施策を講じていくのかお聞かせください。

○諸橋太一郎 議長 渡辺恭子保健福祉部長。

○渡辺恭子 保健福祉部長 孤独・孤立対策につきましては、本年4月に孤独・孤立対策推進法が施行され、国及び地方公共団体において総合的な孤独・孤立対策に関する施策を推進することが責務とされました。市町村の取組としては、当事者への支援や関連機関との連携等の地域の実情に応じた対応が重要であると示されております。

これまでに市では、高齢者の支援に係る地域包括支援センター、子供の支援に係る児童委員、障害者の支援に係る障害者相談支援事業所、生活困窮者等の支援に係る市社会福祉協議会等の相談機関等との連携強化を図るとともに、同一世帯に介護の必要な高齢者と日常的に見守りや支援が必要な障害者がいる場合などの複合的な課題への対応も進めてきております。また、行政区によるたまり場や社会福祉協議会によるふれあいサロンなど、地域に多様な居場所づくりを進めてまいりました。

これらのアプローチを組み合わせ、深刻化する孤独・孤立の課題につきましても、官民の相談支援機関等がその把握に努めるとともに、必要な支援につなぐことができるよう庁内横断的な体制の構築を目指してまいります。

また、孤独・孤立を抱える当事者等へ向けて、相談先や支援等を取りまとめ情報提供できるように努めてまいります。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 黒木のぶ子議員。

○19番 黒木のぶ子 議員 ただいま御答弁がありましたように、市は高齢者支援や子供の支援、障害者の支援など、それぞれの部署がそれぞれに事業の支援を実施していることは承知しておりますが、孤独や孤立をめぐるのは、新型コロナから顕在化し、本当に社会的問題になっておるといふことでの今回の法制化されたというふうな経緯があります。

そういう中で、再度質問いたします。

孤独・孤立対策推進法については、内閣府が中心で省庁横断的に支援と対応に当たるとのことです。国は予算をつけて全体的な枠組みをつくるが、孤独・孤立の解消の実現は各自治体の本気度を出してやる気になってくれなければこの対策は進まないし、自治体の取組方で地域差が大きく出るとのことです。

牛久のやる気をお聞かせいただきたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 渡辺恭子保健福祉部長。

○渡辺恭子 保健福祉部長 孤独・孤立対策として重要なことは、市民の方が問題を独りで抱え込まないようにすること、また、問題を抱えたとしても適切な支援につながるようにすることが

挙げられると思います。

そのために、市としましては、支援につながる契機の充実のために、民間団体による共助を推進するとともに、問題を抱える方に気づき早期の支援につなげる、また顕在化した問題に迅速に対応するなど、行政窓口の対応力を向上させるよう努めてまいりたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 黒木のぶ子議員。

○19番 黒木のぶ子 議員 この孤独・孤立推進法におきましては、人間の内面性であることから、その把握も支援も大変難しいものと思われませんが、問題を抱えている人には早期の支援につなげ、顕在化した問題に迅速な対応など、行政窓口の対応力を向上させるとの頼もしい答弁をいただきました。

そこで次に、孤独・孤立、この推進法の最後の質問となりますが、子供や大人、それぞれを対象とした居場所は先ほど答弁がありましたように、牛久市にはたくさんの拠点といますか、施設があります。

しかしながら、この人たちを横断的に全世代を対象とした居場所は牛久にはございません。牛久市には子育てに対し悩む人、独り生活で何日も人との対話が途絶えてしまっている人、他人が判断すればそんなことで悩んでいるのかというふうに思うことでも、その人にとりましては堂々巡りの大変な悩みになって苦しむ人など、そのような人が気楽に立ち寄って交流することができる、そのようなつながれる場所、そしてまた、気楽に物事を相談し、みんなの全世代の方たちの知恵を出し合いながら、問題解決に結びつき合う環境が生まれるというふうを考えておりますので、全世代が対象の居場所と空間が必要では、まさに今必要というふうに考えます。御所見をお聞きいたします。

○諸橋太一郎 議長 渡辺恭子保健福祉部長。

○渡辺恭子 保健福祉部長 現在、議員御質問の全世代が交流できる場所として、市内には行政区によるたまり場や、社会福祉協議会によるふれあいサロンがございます。

たまり場では、誰もが立ち寄れる機会を積極的に設けている行政区がある一方で、集会所のスケジュールがサークル活動でほとんど埋まってしまっている行政区など、活動は様々です。

ふれあいサロンは、各行政区の集会所などを拠点として、高齢者をはじめ障害者や子育て世代が活動や趣味を通じて仲間づくり・交流の場を構築するもので、市内に62か所ございます。

そのほか、市内のNPO法人が運営しているカフェや、野菜直売所と併設しているたまり場などもございます。それぞれの場所での活動が市民の交流の場として機能していると認識しております。

また、たまり場という場所だけにとどまらず、各行政区や地区社会福祉協議会での各種活動、子ども食堂による食事支援、シニアクラブ活動、介護者の集い、保護司会・更生保護女性会活動、民生委員・児童委員による見守り活動、青少年育成市民会議活動などの活動の機会も世代を問わない交流として機能を果たしているものと認識しております。

どのような場所が、どのような活動が、居心地のよい居場所になるかは人それぞれであるため、これらの様々な分野における活動の一つ一つが個人と社会とのつながりとなり、孤独・孤立感を

解消する役割を担っていける可能性があると考えております。

今後は、このそれぞれの場所や活動が横のつながりを持ち、有機的に連携することで、セーフティネットの役割を果たしていけるよう、調査研究してまいります。

○諸橋太一郎 議長 黒木のぶ子議員。

○19番 黒木のぶ子 議員 ただいまる部長のほうから答弁をいただきましたように、居心地のよしあしは人それぞれであることは当然であり、様々な分野における活動の一つ一つが社会とのつながりとなり、孤独・孤立の解消の役割を担っていることも事実であると考えます。

しかしながら、国の推計によりますと、自宅で死亡したひとり暮らしの高齢者は年6万8,000人、ひきこもり状態にある15歳から64歳も146万人、小中学校の自殺は年500人強と、過去最悪のレベルが続いているというふうな状況から、全世代を対象としている居場所であり、今、部長のほうから答弁いただきましたのは、目的を持った人たちがそこに集い、そして、目的を果たすために何かをするというようなことなので、その目的を持たない人たちの交流ができることで、ぶらっと立ち寄れて、気楽に、そして温かい雰囲気というのが、先ほども申しましたように、人間の内面的な弱い人がこのような状況に陥りやすいということなので、温かい雰囲気の場が必要と考えられますので、その辺はしっかりと調査研究していただきますように強い要望を添えまして、私の一般質問を終わります。

○諸橋太一郎 議長 以上で、19番黒木のぶ子議員の一般質問は終わりました。

次に、11番加藤政之議員。

〔11番加藤政之議員登壇〕

○11番 加藤政之 議員 改めまして、こんにちは。会派市民クラブ、立憲民主党、加藤政之でございます。

通告に従いまして一般質問を行います。

大枠で1点、マイナンバーカードに保険証の機能を持たせたマイナ保険証について、国の政策ではありますが、市民の皆様に関係してくることであり、また、各種報道により市民の方も少なからず不安との声がございますので、質問してまいります。どうぞよろしく願いいたします。

政府は今年、2024年12月2日に現行の健康保険証を廃止すると発表しており、マイナンバーカードに保険証の機能を持たせたマイナ保険証への完全移行に向けての取組を進めるとしています。

そこで、マイナ保険証を取得するには当然マイナンバーカードが必要になりますので、改めて最初の質問、本市の最新のマイナンバーカードの取得率と、併せて現時点でのマイナ保険証の利用率について伺います。

○諸橋太一郎 議長 宮本史朗保健福祉部次長。

○宮本史朗 保健福祉部次長兼医療年金課長 マイナンバーカードにつきましては、2016年1月からその交付と本格運用が始まり、2021年10月からマイナ保険証の本格運用が始まりました。その後、2022年6月には政府が保険証を原則として廃止する方針を示し、現在では

その時期が本年12月2日と決まっております。

お尋ねの牛久市のマイナンバーカードの取得率は、本年5月31日現在で80.3%となっております。また、牛久市の国民健康保険加入者のマイナ保険証登録率は、本年4月1日現在で60.2%、マイナ保険証利用率は12.2%となっており、牛久市の後期高齢者医療保険加入者のマイナ保険証登録率は、本年2月現在で57.6%、マイナ保険証利用率は5.3%となっております。

○諸橋太一郎 議長 加藤政之議員。

○11番 加藤政之 議員 先ほどの答弁で数字をお示ししていただきましたが、本市のマイナンバーカードの取得率は約80%と、日本全体の取得率の73.7%と比較しても高い取得率ではありますが、利用率に至っては、国民健康保険加入者で12.2%、後期高齢者医療保険加入者に至っては、利用率僅か5.3%と、マイナ保険証の利用率は低い数字となっております。

最も国全体でのマイナ保険証の利用率が6.56%と、牛久は全国平均より高いので健闘しているとは思いますが。

紙の健康保険証が廃止されるまで、あと約半年ほどあるということや、マイナ保険証に関連した様々なトラブル等が報道されていますので、そういったデメリットの報道によってマイナ保険証の取得をちゅうちょする方も中には相当数いることも考えられます。

そこで、次の質問です。

現行の紙の健康保険証の廃止に伴うマイナ保険証に一本化するメリットについて伺います。

○諸橋太一郎 議長 宮本史朗保健福祉部次長。

○宮本史朗 保健福祉部次長兼医療年金課長 厚生労働省のホームページによりますと、マイナ保険証の主なメリットとして、医療費を20円節約できること、過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、重複服薬の予防等よりよい医療を受けられること、限度額適用認定証がなくても高額療養費制度における自己負担限度額を超える支払いが免除されることが挙げられております。

○諸橋太一郎 議長 加藤政之議員。

○11番 加藤政之 議員 メリットについて答弁いただきましたが、そのほかにも、自身の医療情報がマイナポータルから簡単に確認できるようになること、マイナポータルからe-Taxに連携し、簡単に確定申告ができるなどのメリットもございますが、現行の使い慣れた紙の健康保険証からマイナ保険証に移行することは、市民の皆様にとっては大きな変化であり、デジタル化に伴うマイナ保険証の取得に抵抗のある方は高齢者を中心に今後もある一定数いると思われまます。もともと現行の紙の健康保険証を廃止することに反対の人や、先ほども言いましたが、ネガティブな報道により紙の健康保険証が廃止になるまで様子を見たいという方も多くいるのかなと思います。

次の質問に移ります。

紙の健康保険証が廃止される今年の12月2日まで残り半年を切った段階で、最初の答弁で明らかになったマイナ保険証の利用率は約10%と依然として低く、なかなか浸透していかない状

況ですが、今後、紙の健康保険証廃止とマイナ保険証に一本化されることについて、どのように周知していくのか伺います。

○諸橋太一郎 議長 宮本史朗保健福祉部次長。

○宮本史朗 保健福祉部次長兼医療年金課長 紙の健康保険証が廃止されることやマイナ保険証を利用していただきたいことについての周知につきましては、市ホームページに先ほどお答え申し上げましたメリットを併せて掲載しております。今後も国からの新しい情報が示されるたびに、順次情報を更新してまいります。

また、国保加入者の方のうち70歳に到達された方につきましては、病院等での自己負担割合が2割または3割に分かれることから、新たに保険証兼高齢受給者証をお送りしておりますが、その際の通知において周知をしております。

さらに、7月上旬に本年8月1日以降に御使用いただく国民健康保険の保険証を順次郵送する予定でございますが、その際に同封する通知において同様の周知を予定しているほか、広報うしく8月1日号にも掲載を予定しております。

○諸橋太一郎 議長 加藤政之議員。

○11番 加藤政之 議員 周知についても、先ほどしっかりとした計画があるとの答弁でしたので、こういった周知についても後手後手に回ることなく、常に先行してアピールしていただきたいと思います。

次に、本市のマイナンバーカードの取得率が約80%で、残りの約20%の人が何らかの理由でマイナンバーカード自体を取得していないことから、当然マイナ保険証もその約20%の人は取得しないと今の段階では考えられるため、そういった何らかの理由により、今後、マイナ保険証を取得できない人への本市としての対応を伺います。

○諸橋太一郎 議長 宮本史朗保健福祉部次長。

○宮本史朗 保健福祉部次長兼医療年金課長 マイナ保険証を取得できない方への対応といたしましては、氏名、生年月日、被保険者等の記号や番号などが記載された資格確認書を交付することによって、被保険者資格を確認するようになることが決まっております。

この資格確認書につきましては、マイナンバーカードを取得していない方やマイナンバーカードを取得していても保険証としての利用登録を行っていない方を主な対象者といたしまして、原則は御本人からの申請に基づき交付することとされておりますが、経過措置といたしまして、当分の間は、御本人からの申請がなくても保険者から自動的に交付することとされております。

したがって、何らかの理由でマイナ保険証を取得できない方につきましては、経過措置期間中は手続なしで、経過措置期間後は申請によって資格確認書が交付されることとなり、それを用いていただくことで病院などで診察を受けていただくこととなります。

○諸橋太一郎 議長 加藤政之議員。

○11番 加藤政之 議員 資格確認書について再質問をさせていただきたいと思います。

今の御答弁では、経過措置が設けられており、資格確認書は自動的に交付するとのことですが、この経過措置の間、マイナ保険証を既に取得している方は対象外で資格確認書は送られてこない

という認識でよろしいでしょうか。

また、マイナ保険証を既に取得している人の中でも、念のため、マイナ保険証が医療機関等のカードリーダーで読み込みができないなどの何らかの不具合でマイナ保険証が使えない場合を想定し、資格確認書を取得することは可能でしょうか。

○諸橋太一郎 議長 宮本史朗保健福祉部次長。

○宮本史朗 保健福祉部次長兼医療年金課長 まず1つ目の御質問ですが、おっしゃるとおりマイナ保険証を既に取得されている方につきましては、資格確認書は送付されません。

次に2つ目の御質問ですが、念のためということで資格確認書を取得することができるかどうかにつきましては、国から示されている通知等には明確な記載はございません。

しかしながら、資格確認書の対象となる方は、先ほどもお答え申し上げましたように、マイナンバーカードを取得していない方やカードを取得していても保険証としての利用登録を行っていない方などでございますので、お尋ねの場合は資格確認書を取得することはできないと解されると思われます。

○諸橋太一郎 議長 加藤政之議員。

○11番 加藤政之 議員 再質問に対しての御答弁ありがとうございます。

一旦マイナ保険証を取得した場合、資格確認書は原則送られてこないとの認識で、こういった細かい情報も市民の皆様へ周知していただきたくお願い申し上げまして、次の質問に移ります。

先ほどの答弁の中にもありました資格確認書が発行されることとなっているとのことですが、改めて、今後マイナ保険証を作らない人の今後の健康保険証の利用について伺います。

○諸橋太一郎 議長 宮本史朗保健福祉部次長。

○宮本史朗 保健福祉部次長兼医療年金課長 先ほどのお答えのとおり、7月上旬から新しい国民健康保険証をお送りいたしますが、保険証の有効期限である令和7年7月31日まではお手元の紙の保険証を引き続き利用することができるとされております。

また、国民健康保険加入者に交付する資格確認書につきましては、有効期間は5年以内で保険者が設定することとされておりますが、県内市町村においては、茨城県からの通知に基づき、有効期間を1年間と設定することとなりますので、その期限までは資格確認書を利用いただき、その後は有効期限を更新していただきながら資格確認書を利用していただくこととなります。

後期高齢者医療保険制度につきましても同様で、お手元の紙の保険証を有効期限まで利用していただいたり、資格確認書を更新して利用していただいたりすることとなります。

○諸橋太一郎 議長 加藤政之議員。

○11番 加藤政之 議員 マイナ保険証を作らない場合でも、有効期限が切れるまでの紙の健康保険証や資格確認書を使って、引き続き問題なく医療機関等での受診ができるとのことで、逆にこういった本来任意で作ることになっているマイナ保険証がなくても、安心してこれまでどおり医療機関等で受診できますよと発信することも必要だと考えます。

次に、現時点で確認されている本市でのマイナ保険証利用によって発生した問題があれば伺います。

○諸橋太一郎 議長 宮本史朗保健福祉部次長。

○宮本史朗 保健福祉部次長兼医療年金課長 これまでに全国的に確認されている問題といたしましては、マイナンバーカード本人と異なる方の保険情報のひもづけや、自己負担割合の誤表示のほか、カードリーダーの不具合等により保険情報を確認することができず、病院の窓口で10割負担を求められたことなどを報道等により承知しております。

なお、牛久市におきましては、把握している限り、そのようなトラブルはございませんが、オンライン資格システムの不具合により、医療機関から電話で資格確認を求められたケースは数件ございました。

○諸橋太一郎 議長 加藤政之議員。

○11番 加藤政之 議員 本市では、全国的に起きているような別の人の情報がひもづけられている等のトラブルはないとのことで、まだまだマイナ保険証の利用率も低く、現行の紙の保険証を利用している人が多いということもあると思いますが、今後はそういった全国的に起きているトラブル等が発生しないとは限らないと思いますので、何かあった場合は、原則、医療機関等での対応すべき事案ではあると思いますが、本市としても対応できる体制は必要だと考えます。

最後に、紙の健康保険証の廃止に伴い、今後予想される様々なトラブル等の問題に対して、本市としてどう対応していくか伺います。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 これまでお答え申し上げましたように、12月2日以降であっても有効期限内であればお手元の保険証を引き続き使用することはできますし、保険証の代わりとなる資格確認書を当分の間は申請によらずお送りいたしますので、直ちに大きな問題が生ずることはないものと考えております。

しかしながら、今後予想される事象として、保険証の有効期限を経過した後に資格確認書を紛失してしまっていた、あるいはマイナンバーカードを保険証として使えるように登録していなかったということが考えられます。

対応といたしましては、資格確認書の紛失であれば再発行は可能ですし、マイナンバーカードに保険証機能を登録することは医療機関窓口のカードリーダーで簡単に行うことができます。

いずれにいたしましても、国民健康保険や後期高齢者医療保険の加入者の方で何かお困り事があった際には、市へお問合せいただければと思います。また、マイナ保険証への移行がスムーズに行われるよう周知を徹底してまいります。

○諸橋太一郎 議長 加藤政之議員。

○11番 加藤政之 議員 今後、マイナ保険証、資格確認書、そして有効期限が切れるまで使える紙の健康保険証の3つのタイプの健康保険証が使える時期があり、市民の皆様の中でも混乱や、先ほど答弁にもありましたが、資格確認書の紛失などの問題が発生するなども考えられます。

また、医療機関のほうでも今年の12月2日の紙の健康保険証廃止前に駆け込みでマイナ保険証利用登録をすることになると、簡単に登録できるとはいえ、その医療機関での混乱が起きることも考えられます。

また、政府は先月5月から今月6月、そして来月7月までをマイナ保険証利用促進集中取組月間とし、マイナ保険証の利用に総力を挙げて取り組んでいくとし、また、マイナ保険証の利用を増やした病院には最大20万円、クリニックや薬局では最大10万円が支給されるなど、マイナ保険証の利用率を上げるべく、医療機関等での窓口でのマイナ保険証の声かけなどをしていくとのことですが、それに関連してかどうかは分かりませんが、新たなトラブル、医療機関等でマイナ保険証を持っている人の優先診察をし、マイナ保険証を持っていない方を後回しにしたり、薬局等でマイナ保険証がないと薬が買えないなど、新たなトラブルも発生しているとの報道もあります。マイナ保険証の取得はあくまで任意となっているため、本来このようなトラブルはあってはならない事案ではありますが、現状そういったトラブルも起きているため、本市でもそのようなトラブル等が起きる可能性も否定できないと思います。

何か問題が起きたときの電話での問合せに対応していただけるとのことですが、今や政治の一つのスローガンにもなっている誰一人取り残さない安全安心のまちづくりといった観点からも、マイナ保険証に関する問題が多発した場合に、専用窓口を設けて対応することも今後検討していただきたく要望いたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○諸橋太一郎 議長 以上で、11番加藤政之議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開は11時5分といたします。

午前10時55分休憩

午前11時05分開議

○諸橋太一郎 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、4番磯山和男議員。

〔4番磯山和男議員登壇〕

○4番 磯山和男 議員 無会派の磯山です。よろしくお願ひいたします。

まず、最初の質問です。

最初の質問は、グリーンファームについてお尋ねいたします。

グリーンファームの所在は、奥野地区にあるんですけども、大変残念なことに奥野地区内においてもグリーンファームの存在を知らない、または名前を聞いたことありますけれども、何やっているとところなのという声が非常に多いです。

まず、そんなグリーンファームとはどういうところなのか、役割についてお尋ねします。

○諸橋太一郎 議長 藤木光二環境経済部次長。

○藤木光二 環境経済部次長 お答えいたします。

うしくグリーンファーム株式会社の成り立ちは、平成22年4月に市が主導し、新規就農者の育成及び耕作放棄地の解消を目的として、新規就農希望者を雇用し、そして地元の熟練農業者に指導をしていただき、耕作放棄地の再生作業を行いながら様々な農作物を実習として作付をしてまいりました。

そのような中で、行政が主導して営農するのではなく、民間企業としてより主体的に、そして、採算性を重視した営農が地域農業の振興に必要であるとの考えから、牛久市が出資し平成23年2月にうしくグリーンファーム株式会社が設立されました。

そのような経緯から、牛久市のみならず全国的な農業分野の課題である耕作放棄地の解消、後継者不足の解消、地産地消の推進、地域貢献を同社が担うべき4つのミッションを農業経営の傍ら担ってまいりました。

これまでの具体的な活動の内容としましては、耕作放棄地の解消については、これまで約30ヘクタールの担い手がなくなった農地を積極的に借り上げ、管理・耕作をすることにより耕作放棄地を未然に防止し、現在でも約40ヘクタールの農地を管理・耕作しております。

次に、後継者不足の解消については、これまで受け入れた4名の研修生が市内に移住して独立就農し、現在では、地域に認められる若手の中心的担い手として、年々規模を拡大するなどの活躍をしており、現社長もそのうちの一人で、皆が現在の同社の状況を憂慮し、自身の農業経営の傍らで若い従業員への営農指導などをしていただいております。

次に、地産地消の推進につきましては、これまで学校給食に供するため、菜種を栽培して、菜種油の製造やパンや麺の製造用に小麦を栽培してまいりました。また、栽培したブドウを使い、ワインやブドウジュースも製造を委託し、販売をしております。

次に、地域貢献につきましては、牛久市バイオマスタウン構想の地域循環型社会の構築の一翼を担うため、平成26年11月より同社敷地内に市がBDF及びペレット製造施設を整備し、その製造業務を受託して、二酸化炭素の排出削減に貢献をしております。

これらの活動により、牛久市の農業振興に貢献をしてきた一方で、議員御指摘のとおり、市民はもとより、地域住民にもこれらの活動が認知されていない状況でございますので、今後はこれらの活動をPRしていくとともに、さらに地域や地元農業者とも連携し地域とともに発展していきたいというふうに考えております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 磯山和男議員。

○4番 磯山和男 議員 そんなグリーンファームなんですけれども、農業という難しい分野であろうかと思えますけれども、経営難ということで今年度も市からの補助金の交付を受けなければやっていけないというような状況になっています。

そんな中で、会社である以上、利益を上げていく必要があるかと思えます。今後、回復を図るために行っていく今後の経営方針についてお尋ねします。

○諸橋太一郎 議長 藤木光二環境経済部次長。

○藤木光二 環境経済部次長 うしくグリーンファーム株式会社の今後の経営方針につきましては、本年2月の市議会議員全員協議会において、今後の経営改善の取組について御説明をさせていただきましたが、今後は経費削減と作物の転換を大きな柱とし、6次産業化により農閑期の収入の確保に力を入れることを方針としております。

また、現社長のリーダーシップの下、社員一丸となり経営改善に取り組んでおります。

市は昨年度に経営の悪化に伴い交付した経営安定化補助金により、同社の危機的状況を回避し、さらに今年度においても、同社が進める作物の転換と6次産業化に必要な資機材の購入費用や、経営転換期における収支の改善に必要な資金などを支援する経営発展等補助金を交付し、同社の経営支援を行っているところでございます。

これらの支援は、市民の大切な税金を投入していることから、その意義をしっかりと認識した上で経営に当たるよう強く申入れを行っているところです。

今後、これまで行ってきた社会貢献活動につきましても、経営という側面を意識しつつ、改善しながら継続し、さらに地域や地元農業者との連携強化を新たな使命として、さらなる経費削減に努め、徹底した栽培管理のもと収支を安定させ、独立採算での経営を目指してまいります。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 磯山和男議員。

○4番 磯山和男 議員 今、今後ということで作物の転換、それと6次産業による農閑期の収入の確保とありましたけれども、具体的にはどのようなことなのか、教えてください。

○諸橋太一郎 議長 藤木光二環境経済部次長。

○藤木光二 環境経済部次長 作物の転換につきましては、作付をする作物に大きな変更というのはございませんが、これまでも栽培をしてきましたサツマイモを、より栽培技術を向上させ、主要な作物としてまいりたいというふうに考えております。そのほか、これまでと同様に大根、ジャガイモ、ブロッコリーなどを作付してまいります。

6次産業化につきましては、先ほど申し上げました主要作物といたしますサツマイモを使った焼き芋や冷凍の焼き芋などを製造しまして、販売をしてまいりたいというふうに考えております。具体的な販売につきましては、ふるさと納税の返礼品などをするほか、周辺の観光施設やイベントなどで販売をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 磯山和男議員。

○4番 磯山和男 議員 今、農業の問題というのがいろいろあります。市内にも眠っている畑、田んぼ、これがグリーンファーム株式会社によって農業をやる方が増えて、少しずつでもそういった畑や田んぼがよみがえってくればとてもいいことだなというふうに思いますので、今後のグリーンファームの仕事内容を期待しております。

それと、最初のところに地域貢献というのがありましたし、また、広くグリーンファームを知ってもらいたいというような答弁もありました。経営には直接結びつかないことであっても、何か地域に溶け込むであるとか、何かそのようなことを取り組む考えがもしあれば教えていただければと思います。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 グリーンファーム株式会社では、経営状態を改善し独立採算での運営をしていくとともに、地域に根差した活動により地域や地元農業者と連携し、社会貢献を通して幅広く市民に認知され、第三セクターの農業法人として存在意義を高めていきたいと考えております。

そのような考えの中で、現在、地元のおくの義務教育学校との連携を強化しております。

具体的には、就業前に社員が自主的に事務所前の通学路に立ち、登校する子供たちと挨拶を交わしながらの立哨や、事務所を子供を守る110番の家に登録するなど、地域が行う子供たちの見守り活動に積極的に参加し、そのほかにも学校の除草作業などの環境整備についても参加しております。

また、農業体験を通じた食育活動も学校側と調整をしているところであり、今後は奥野地区社会福祉協議会との連携も視野に入れております。

また、希望する市内の保育園や幼稚園を対象に、芋掘り体験や大根の収穫体験の場を提供するよう圃場の管理を行っております。

さらに、市民との関わりを持つため、市が運営する市民農園に社長が講師として出向き、畑の土づくり講座を行うなど、同社の認知向上と市民と触れ合う機会として活動しております。

地元農業者との連携については、同社が栽培していない農作物を提供していただき、ふるさと納税の返礼品に参画し、牛久市の農作物を広くPRするといった連携を開始しております。

このように、これらの活動は直接的には経営や収支の改善にはつながりませんが、地域や地元農業者との連携により、同社の認知と存在意義が向上し、地域振興と農業振興にもつながるものと考え、経営に影響を及ぼさない範囲で、社員一丸となって取り組んでおります。

○諸橋太一郎 議長 磯山和男議員。

○4番 磯山和男 議員 うしくグリーンファームが、これからの農業にとってとても大切な機関であるというふうになっていただきたいというふうに、私、奥野住民でもありますので、それを期待いたしまして、次の質問に移りたいと思います。

次は、岡見地区の公共交通についてです。

この岡見地区というのは地理的に言いますと、牛久駅東口から関東鉄道の路線バスで小坂団地行きというバスがあるんですけども、その途中、路線上の第七東宝ランド入口停留所から小坂団地入口停留所までの間の区間です。こちらには行政区では岡見行政区と東岡見行政区がありますけれども、両行政区合わせて五百数十軒の家が存在しております。

こちらのほうなんですけれども、この区間には、現在はかっぱ号が運行しておりません。路線バスは通ってはいるんですけども、昨今のいろいろな事情により、その便数もかなり減ってしまっています。さらに土日祝日は、全便が運休ということになっております。

そんな中で、東岡見の方たちから上がってきた声なんですけれども、何件か紹介させていただきます。

まず、いつの間にかバスが激減、今後も東岡見にはかっぱ号は通らないのか。

車の免許を返納し、かっぱ号の回数券を受け取っても、東岡見にはかっぱ号は通っていない。かっぱ号のルート見直しを。

これ今、回数券を渡すということはやっていないのかと思いますけれども。

また、路線バスがあったので引っ越してきた。昔はかっぱ号も通っていたが、短期間でなくなった。その後、路線バスの便数は激減していった。

今は住民の高齢化が進み、公共交通の利用者も増えてきている。現状を細やかに調査して、かっぱ号の見直しと改善を図ってほしい。

かっぱ号が通らないため、かっぱ号の利用できる他地区の人は100円で行けるところを、我々は320円払っている。路線バスを利用しやすいよう補助金を出すなり、不公平感をなくすとともに、かっぱ号はもちろんのこと、路線バスを存続させていくための策も考えてほしい。

今、路線バスは平日に5便ほど、朝夕で昼はほとんどない。土日祝日、高校休校日も路線バスは走らない。一方的に決められた路線バスのない時間帯にかっぱ号は通せないのか。

最近は休みが増え、連休でバスの来ない日が増えた。だが、市の広報は、土日にいろいろな事があるから来てくださいとある。行けるわけない。最寄りの小坂団地入口のバス停までは、急な坂や歩きにくい歩道で高齢者には大変な道のりだ。

こちらなんですけれども、実は6月1日号の広報でも、三日月橋のほうで行われるのが休日だったですかね。駐車場が狭いため、なるべくかっぱ号か乗り合いで来てくださいと。混雑が考えられますので、なるべく公共機関を使って来てほしいと。そういうのを見ると、この住民の方の言葉をそのまま言います。腹が立つというふうに言っておられました。

次、かっぱ号のルートを真剣に考えてほしい。公共交通に対する不満は、中高生の若年層からも出ている。授業を終え、外出をと思ってもバスがない。バイクの免許を持っていれば移動する手段もあるが、なければ自転車か徒歩の移動圏内にしか出られない。

こういう環境で育った若者が都市部に出たら、多分戻ってこないと思う。これは将来への大きな問題と思う。

それから、かっぱ号とオンデマンドバスを組み合わせてもよいのではというようなことも出ています。

それと、路線バスよりかっぱ号に全面委託した市の交通網への見直しはどうか。

また、ほかにやはり高齢の方から、免許の返納というのをそろそろ考えてはみたい。ただ、今の状況では免許返納できない。最近も高齢者の残念な事故がありました。その方もこのまま高齢で運転してうっかりそういうような事故をやってしまったら、そういった不安もあるというようなことをおっしゃっておられた方もいらっしゃいます。

まず、このように地域の方で不便と感じているんですけれども、市はこのような状況をどのように捉えているかお聞きします。

○諸橋太一郎 議長 糸賀 修 経営企画部長。

○糸賀 修 経営企画部長 牛久市地域公共交通計画におきましては、地域の特性に合わせた持続可能な公共交通ネットワークをつくるため、市の交通サービスと民間の交通サービスが競合せず連携し、それぞれの交通サービスの特徴を生かした地域特性による階層的な公共ネットワークを構築しながら、車離れが進む若年層の公共交通における利用定着、高齢者や障害者が生活できる交通環境を目指してございます。

しかしながら、御質問の岡見地区におきましては、コミュニティバスかっぱ号や路線バスが運行されてはいるものの、本年4月1日から施行されました運転手の働き方改革等によって、牛久

駅から小坂団地・牛久浄苑方面の路線バスの土日便が廃止となり、また、昨年12月にはダイヤ改正により同路線の平日便におきましても減便となったことは承知しており、御不便をおかけしているところでございます。

これまでも岡見地区のほか、公共交通、路線バス等に関しましては、様々な意見が市に寄せられており、公共交通の改善に向け事業者と調整を行ってまいりましたが、今般の運転手の働き方改革による運転手不足により、うしタクの増便やかっぱ号の新規ルートなども、現在のところ難しい状況となっております。

しかしながら、本市といたしましても、交通弱者のみならず、誰もが移動手段を選択できる交通環境の整備につきましても、岡見地区を含め重要なものとして認識をしておりますので、うしタクの増便やかっぱ号の再編、また新たな公共交通による移動手段の確保が必要であるものと考えてございます。

○諸橋太一郎 議長 磯山和男議員。

○4番 磯山和男 議員 今回の答弁の中で、不便をかけているということで認識しているということでした。

そのことに対して、今後改善、例えばかっぱ号の乗り入れであるとか、そういったことを考えられているかお聞きします。

○諸橋太一郎 議長 糸賀 修 経営企画部長。

○糸賀 修 経営企画部長 岡見地区の公共交通に関しましては、先ほども申し上げましたが、誰もが移動手段を選択できる交通環境の整備は重要なものとして認識しており、現在の状況を改善するためには、かっぱ号のルートの新設や増便、また、うしタクの増便による交通環境の整備が図ることができれば改善することができます。

しかしながら、公共交通の改善に向けかっぱ号の運行につきましても、事業者と交渉を重ねてまいりましたが、今般の働き方改革による運転手不足により、やむを得ず減便の決定に至った経緯がございます。また、路線バスにおきましても、昨年12月には関東鉄道株式会社が直接本市に来庁し、先ほども申し上げましたとおり、ダイヤ改正による減便を実施するとの話が伝えられるなど、現段階においてはかっぱ号の新規ルートや増便は難しいところであり、うしタクにつきましても同様に台数を増やすことは困難な状況にあります。

このような状況ではありますが、運転手や車両数など限られた中で、市内全体の交通を見直し、より効率的な配置や便数について、少しでも改善することができるよう、交通事業者とともに引き続き検討してまいります。

また、新たな移動手段の確保としまして、今般の議会に補正予算として上程しておりますが、ドライバーバンクの創設、AIオンデマンドを活用した自家用有償旅客運送の実証実験により、運転手の確保対策や自家用有償旅客運送での新たな移動手段の導入を図り、地域公共交通の改善・拡充につながるよう進めてまいります。

○諸橋太一郎 議長 磯山和男議員。

○4番 磯山和男 議員 公共交通とは違いますけれども、牛久市内では3つの地区社協が、移

送サービスというボランティアをしていただいています。その利用者もやはり圧倒的に高齢者が多いです。

この移送サービスと公共交通とは、多少使う人にも事情の違うところはあるかと思いますが、そういったものを公共交通が不便なところの人はやはり使っているのではないかというふうに思います。

この移送サービスなんですけれども、実は利用者は高齢者ですけれども、運転されている人も高齢者なんです。こちらもうまに手伝ってくれる成り手がいないということで、運転手不足ということで、皆さん本当に大変な思いをしてボランティアに励んでくださっています。

先ほど同僚の黒木議員も同様の質問をされておりましたので、多くは言いませんけれども、やはり今回ドライバーバンクの創設、AIオンデマンドを活用した自家用有償旅客運送ということで取り組んでいくということですが、日本国中いろいろな形でもう既にこういったことに取り組んでいるところがたくさん今出てきていると思います。

牛久市においても、慎重でなければいけないとは思いますが、速やかに進めていっていただいて、これから5年後、10年後となると、本当に85歳とか90歳でハンドルを握るという人たちも出てきてしまうと、これも大変なことかと思しますので、ひとつ本当に早く進めていっていただきたいということを要望いたしまして、次の質問に移ります。

次は、旧奥野小学校、今はおくの義務教育学校の北校舎ですけれども、その利活用についてです。

今年1月に市の職員の方が奥野のほうに来てくださりまして、ここ私ちょっと出席ができなかったので詳しいこと分からないんですけれども、おくの地区社協の役員か、または運営委員の方か分かりませんが、そういった方たちと意見交換をしていただいたということで、そこでいろいろな要望なりが出たというふうに聞いております。

また、この定例会の一般質問においても、同僚の石原議員、私のほうからも提案という形で出させていただきました。そういったものを受けて、今現在、どのような形になっているのかをお聞きいたします。

○諸橋太一郎 議長 淀川欽市経営企画部次長。

○淀川欽市 経営企画部次長兼政策企画課長 おくの義務教育学校北校舎の跡地利用につきましては、庁内における公共施設等総合管理計画幹事会において検討しておりますが、庁内の意見がまとまる前に地域の意見を早急に確認すべきとの市長からの指示により、本年1月31日におくの地区社協の皆様へ御協力をいただき、意見交換会を実施いたしました。

当日は、おくの義務教育学校北校舎の利活用に関するもののほか、奥野地区の在り方につきましても貴重な御意見をいただいたところであります。

意見交換後の進捗状況といたしましては、6月2日におくの地区社協の役員会におきまして、おくの地区社会福祉協議会の事務所での利活用や、市社会福祉協議会が運営する施設の利活用について要望をいただいていること、また、牛久市で児童クラブの教室として当分の間使用すること、3階部分は現在のところ利活用の予定がないことなどを説明したところであります。

次に、前回の意見交換会において御提案いただきました日用品の販売所につきましては、商業施設の少ない奥野地区の現状を鑑みますと、生活の利便性の向上にもつながるものとなりますので、農産物の直売所も含め、引き続き検討をまいります。

また、以前の定例会で御提案のございましたFM-UUのサテライトスタジオにつきましては、事業主体であるNPO法人牛久コミュニティ放送の意向にもよるところであり、同法人に引き続き御意見を伺ってまいりたいと考えており、民俗資料館につきましては、令和6年第1回定例会にてお答えしたとおり、課題の整理も含めて検討を進めてまいります。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 磯山和男議員。

○4番 磯山和男 議員 6月2日の日、私も地区社協の一員でしたので、一緒に同席させていただきました。

そのときもお話ししたのであれなんですけれども、地域の人たちから聞いた提案、意見、またこの定例会に出た提案も含めて、それがどのようになっているのかというのは6月2日の説明の時点ではちょっと出ていなかったなというふうに思います。

地域の人たちとの意見交換というのを持った以上、そこから出た、ここに関しましては地域の問題というよりも、公社の問題です。そちらだけで結構かと思えますけれども、受けた意見、どのようになっているかということ、どうするのかということも含めて、やはり地域の人たちに返さなければ、地域の人たちも、ただ意見交換会という場を設けただけなのかというふうに誤解されることにもつながるかと思えます。

この後も、早い時期といいますか、適当な時期にそういったような報告、話を地域の人たちに対してしていただきたいと思えますし、また地区社協、地区社協と出ていますけれども、奥野にはまたそれ以外にもいろいろな方々いらっしゃいます。また、そういったような方々の意見も取り入れられるように、また、奥野地区に限らず、この学校というのは市の財産です。市民の方でもこんなようなことというのを考えておられる方もおられるかもしれませんので、広く、なかなか大変だと思いますけれども、聞いていただいて、また結果も報告していただけるようにしてもらえたらというふうに思って、次の質問に移ります。

来年の4月に何らかの形で利活用となるんですけれども、その後、例えば今から1年後、また2年後、あれだけの器でするので教室が全部4月に埋まるかなと思っても、なかなか埋まらないかもしれません。それと、体育館もありますし、広いグラウンドもあります。4月以降、やはり地域の人、また先ほど言ったように、市民の方々が教室余っているならこういうことをしてみたいとか、グラウンドでこういうことをしたいとか、そういうことも出てくるのではないかなというふうに思います。

その4月以降、将来にわたって利活用について、要望が出たときに柔軟性を持ってそういったことができるようになるのかどうなのか。例えとしましては、生涯学習センターが申込みをすれば、変なこと以外は使ってもいいというふうになります。それに近いような形ですけれども、そのような形でできるかどうか、こちらをお伺いします。

○諸橋太一郎 議長 淀川欽市経営企画部次長。

○淀川欽市 経営企画部次長兼政策企画課長 利活用案が決定した後に、新たな提案が地域からなされた場合においては、当然ながら地域の皆様の御意見を聞きながら考えてまいりたいと思っております。

しかしながら、校舎、校庭、体育館など、既に利用が図られている場合においては検討が難しいことも考えられますので、その段階における状況を踏まえ検討してまいりたいと思います。

また、地域の方が自ら利活用することも含め、御意見がございましたらぜひ検討を進めているこの機会に御意見をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○諸橋太一郎 議長 磯山和男議員。

○4番 磯山和男 議員 今、この機会に意見をというふうにありました。であるならば、また適当な時期にそういった集まりというのを開いていただけないと、なかなかこっちまで来て意見を言っても大変だと思いますので、ひとつその辺のところもよろしくお願いしたいなというふうに思います。

地域からの意見というもの、これは大切なものですね、それを大切に扱っていただきたいというふうに思います。もちろんそういうふうに乗っていただけると分かっていますけれども、そういったことを要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

○諸橋太一郎 議長 以上で、4番磯山和男議員の一般質問は終わりました。

次に、14番小松崎 伸議員。

〔14番小松崎 伸議員登壇〕

○14番 小松崎 伸 議員 無会派の小松崎 伸でございます。

牛久市の道路行政についてということで質問を進めてまいります。

まず第1に、市道の安全確保の実績と今後の計画ということでございます。

新年度が始まりまして2か月がたったわけでございますけれども、学校へ登下校する新小学1年生、その世話をする上級生たちの姿を目にするわけでございますけれども、将来の牛久市を担っていくであろう子供たちの安全を確保するということは行政の責務であると考えているわけでございます。

2019年5月8日に、滋賀県大津市で発生をいたしました、散歩中の保育園児童を巻き込みました、園児2名が死亡した事故、そしてまた2021年6月28日に、千葉県の八街市で発生いたしました、下校中の小学生の列にトラックが突っ込み、児童2名が死亡いたしました。そしてまた3人が大けがを負った事故、こういったものは忘れてはなりません。

事故発生当時は、このような痛ましい事故を繰り返してはならないと、全国で通学路を含む道路の安全対策が急務となり、牛久市におきましても安全対策が実施されました。

しかし、月日がたちますと、ブームが去ったように安全対策への意識が薄れてしまいがちであります。

そこで、牛久市における市道の安全対策の実績と今後の計画について伺います。

まず、1つ目といたしまして、市道における危険箇所 の把握や抽出についてであります。

市道における危険箇所をどのように把握をしているのか、まずお伺いをいたします。そして、確認も含めまして、牛久市が管理している市道は総延長何キロメートルあるのか。そして、その中で、危険箇所の把握や抽出はどのように行っているか。以上、質問をいたします。

○諸橋太一郎 議長 野島正弘建設部次長。

○野島正弘 建設部次長 お答えをいたします。

道路は市民生活に欠かすことのできないインフラであり、舗装や橋梁を健全な状態で保つことやガードレールや車止めなどの安全施設を適切に設置・管理し、道路を安全かつ快適に通行できるように維持することは、道路管理者として非常に重要な責務であると考えております。

牛久市で管理する市道は約774キロメートルあり、通学や日常生活などに利用されております。この市道における破損箇所や危険箇所の把握につきましては、職員による道路パトロールや青色防犯パトロールからの情報提供などとともに、市民や行政区からの情報提供も有効な手段となっております。

さらに、通学路におきましては、牛久市通学路交通安全プログラムに沿いまして、市内各小中学校と教育支援課や地域安全課、道路整備課などの牛久市関係各課、牛久警察署や竜ヶ崎工事事務所などの関係機関が共同で毎年実施をしている合同点検により、危険箇所の抽出・情報共有をし、通学路の安全確保に努めております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 小松崎 伸議員。

○14番 小松崎 伸 議員 情報の収集は非常に大切でございますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

次に、危険箇所への対策の実績についてであります。

これまでに実施してきました危険箇所への対策の実績について伺います。

どのような場所に、どのような対策をしたのか。また、何か所を実施したのか。過去5年程度、年度ごとにお示しをいただきたいと思ひます。

○諸橋太一郎 議長 野島正弘建設部次長。

○野島正弘 建設部次長 牛久市ではこれまで市道の危険箇所において、歩道への車両の進入を防止する車止めや歩行者と車両との分離を図る防護柵やガードパイプ、通行する車両の速度を抑制するための狭窄やスモース横断歩道など、様々な安全対策を実施してまいりました。

過去5年の実績を年度ごとにお示しいたしますと、令和元年度にはひたち野うしく中学校や神谷小学校周辺の歩道設置や路側帯のカラー化を実施。

令和2年度には、ひたち野東地区や神谷小学校周辺の路線での歩道の新設を実施。

令和3年度には、ふれあい通りを中心に通学路の主要な交差点に車止めを9か所、交差点のカラー化を11か所、中根小学校周辺などにガードパイプや防護柵などを3か所、車両の速度抑制を目的とした狭窄を2か所実施。

令和4年度には、ひたち野東地区内の抜け道対策で狭窄を2か所、田宮町地内の国道6号西側の路線で路側帯のカラー化、ひたち野東地区で交差点のカラー化を4か所実施。

令和5年度には、一厚踏切から国道6号に向けた路線で横断歩道の新設、路側帯、交差点のカラー化や、前年度に引き続きひたち野東地区での交差点カラー化を3か所実施しております。また、ひたち野うしく駅北側のひたち野大通りでは、常磐線のアンダーパス部において、大雨により冠水した際に車両が進入してしまうのを防止するため、冠水時の水深が50センチメートルと1メートルとなるラインを舗装面などに表示し注意喚起を行いました。

そのほか、継続的に歩道整備や交差点の安全対策、歩行者通行帯の整備などを行っております。以上です。

○諸橋太一郎 議長 小松崎 伸議員。

○14番 小松崎 伸 議員 よく分かりました。

次に、実施した対策の効果ということでございます。

安全対策に限らず事業につきましては、実施して終わりではなく、その効果について確認することが大切であります。実施した安全対策の効果についてお伺いをいたします。

○諸橋太一郎 議長 野島正弘建設部次長。

○野島正弘 建設部次長 実施した対策の効果についてでございますけれども、今、議員からお話のありましたとおり、設置して終わりではなく、設置後の状況確認は重要だというふうに考えております。

設置した施設については、随時確認作業を実施しております。交差点の車止めにつきましては、車両への視覚的な注意喚起になるとの御意見をいただくとともに、物損事故の報告や現地施設には車両の接触した痕跡はあるものの、歩行者への被害の報告はなく、設置による歩道の安全が確保されていると考えております。

また、路肩のカラー化やガードパイプの設置により歩行者通行帯を明確にすることで、歩行者と車両の分離が図れるとともに、車道幅員の減少により車両の速度抑制効果も発揮をしております。

さらには、狭窄やスムーズ横断歩道などの対策により、速度抑制効果や運転者に対する注意喚起などの効果が出ております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 小松崎 伸議員。

○14番 小松崎 伸 議員 続きまして、安全対策を実施する上での課題ということでございます。

安全対策を実施し効果の確認も行っていることは把握をいたしました。では、これまでの対策実施と効果確認によって見えてきた課題とは何か。このことについてお伺いをいたします。

○諸橋太一郎 議長 野島正弘建設部次長。

○野島正弘 建設部次長 これまで安全対策については、点検や意見交換、対策案の検討などを繰り返してまいりました。その中で見えてきました課題の一例をお示しいたします。

通学路合同点検などでの危険箇所に対する要望には、団地内の道路への防護柵、ガードパイプの設置要望や幅員の狭い道路への歩道の設置など、様々な意見があり、拡幅の難しい場所や地形

などによりハード面での対策が現実的に困難なケースなどの課題がございます。

このような課題に対し、特に通学路におきましては、ハード面またはソフト面の一方のみでは対策を講ずることが困難な箇所では、ラバーポールや反射板の設置による注意喚起などのハード対策と、見守り活動の充実や通学路の変更などのソフト対策を合わせたハイブリッドな対策の検討が必要だと考えてございます。

今後も関係機関等と協議を重ね、より効果的な安全対策を検討し、実施してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 小松崎 伸議員。

○14番 小松崎 伸 議員 続きまして、今後の実施予定でございますけれども、安全対策の今後の予定についてお伺いをいたします。

道路、交通事情、これは日々変化をしております。市道の新設改良のみならず、国道や県道のバイパス整備が進めば、牛久市道の交通量や流れも変化をいたします。安全対策は常に変化する。道路事情を見極めながら進める必要があります、いわゆる終わりはないと考えるわけでございます。

牛久市における今後の安全対策の実施予定について、改めてお伺いをいたします。

○諸橋太一郎 議長 野島正弘建設部次長。

○野島正弘 建設部次長 安全対策につきましては、今後も継続して実施をする予定でございます。

今年度につきましては、牛久町地内の変則的な交差点、こちらのカラー化を実施いたします。車両の通行帯を色分けし明確化することで、視認性の向上と速度抑制を図る予定でございます。

また、市道含む道路交通は、ただいま議員からもお話しありましたとおり、日々刻々と変化をしております。安全対策につきましても、状況の変化に応じて継続的に実施することが重要であると、牛久市としても考えております。

牛久市内では市道整備のほかに、国土交通省による国道6号バイパスや茨城県による県道竜ヶ崎阿見線バイパスなどの整備が進められており、整備の進捗状況によって市内の道路、交通状況も変化すると思われれます。

そのような中で、毎年行われる通学路交通安全プログラムの合同点検により、抽出される危険箇所も変化をしていくと思われれますので、先ほど答弁しましたとおり、庁内の関係部署や警察署などの関係機関とも協議、連携して対策を検討し、できることから実施してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 小松崎 伸議員。

○14番 小松崎 伸 議員 続きまして、2番目といたしまして、道路インフラの管理、長寿命化対策ということでございます。

前段の質問で、牛久市におけます市道の安全対策の実施状況、そして、今後の計画を把握することができたわけでございますけれども、整備すれば終わりというわけではなく、機能を確保し、

有効に活用しなくては意味をなさないと考えるところであります。

市民生活に欠かすことのできない道路インフラを健全な状態で維持することは、行政が担うべき重要な責務であります。そこで、安全施設に限らず、舗装や橋梁などの道路インフラをどのように管理し、長寿命化対策をどのように計画しているかについてお伺いをいたします。

まず1番目といたしまして、市道の舗装や橋梁等の道路インフラ施設の現状であります。

牛久市が管理している市道の舗装において、アスファルトが部分的に剥がれた穴やひび割れ等が見受けられます。また、多数ある橋梁の管理なども非常に重要だと考えるところあります。

そこで、市道の舗装や橋梁など道路インフラの現状と把握についてお伺いをいたします。

○諸橋太一郎 議長 野島正弘建設部次長。

○野島正弘 建設部次長 道路インフラの機能を確保し健全な状態で維持するためには、現状をしっかりと把握することが必要であると考えてございます。

牛久市が管理している道路インフラとしましては、市道は総延長約774キロメートル、そのうちアスファルト舗装などによる舗装路が約538キロメートルであり、橋梁につきましては、道路橋が67橋、歩道橋が3橋の合計70橋ございます。

これらの道路インフラについて、幹線道路においては、路面性情調査を実施し、幹線道路以外については道路パトロールや市民・行政区からの情報提供、青色防犯パトロールからの情報などにより状況把握に努めております。橋梁につきましても、5年に一度の法定点検や職員による簡易点検により現状把握に努めております。

道路インフラは、高度経済成長期に集中して整備されたものが多く、道路や橋梁は整備後40年から50年経過し、全体的に老朽化が進んでいるのが現状です。これは牛久市に限ったことではなく、全国の自治体が直面している共通課題であると認識をしております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 小松崎 伸議員。

○14番 小松崎 伸 議員 次に、これまでに実施した長寿命化対策の実績ということがございますけれども、長寿命化対策にはどのようなものがあり、どのような場所で、どの程度を実施してきたのか。これも過去5年程度、年度ごとに示していただきたいと思っております。

○諸橋太一郎 議長 野島正弘建設部次長。

○野島正弘 建設部次長 道路インフラの老朽化・長寿命化対策は、舗装の打ち換えや区画線の引き直し、橋梁の修繕など多岐にわたります。手当てした箇所数が多く、過去5年の実績を全てお示しすることはできませんので、代表的なものをお示ししたいと思います。

道路の損傷につきましては、単に経年劣化によるものもありますが、道路を新設整備した当時の設計交通量と現在の実交通量に乖離があり、大型車の交通量の増加などにより舗装の強度不足となっている路線がございます。このような路線において、現在の交通量に耐え得る構造となるよう、舗装の下部から根本的に舗装構成を変更・改良し、長寿命化を図ってございます。

この実績としましては、令和2年度、令和4年度、令和5年度に、遠山町から上太田町までのカントリーライン、令和3年度に県道土浦竜ヶ崎線から国道408号線までの市道8号線におい

て実施をしております。

また、橋梁につきましては、点検結果を基に予防保全的に重要部材の修繕等を進めております。

実績としましては、令和元年度に刈谷大橋、令和3年度に北浦こ線橋で伸縮装置の交換を実施し、令和4年度に牛久駅西口歩道橋、令和5年度に牛久駅東歩道橋の橋脚や桁などの塗装塗り替え工事を実施しております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 小松崎 伸議員。

○14番 小松崎 伸 議員 続きまして、点検の実施状況と結果ということでお聞きをいたします。

長寿命化対策に向けた点検についてを伺います。

長寿命化対策は、簡単に経過年数を基に実施すると膨大な費用がかかると認識をしております。限りある予算を効果的に活用するためにも、事前の点検を実施し、対策の必要性を見極める必要があると考えられます。道路インフラの点検の実施状況と点検状況についてお伺いをいたします。

○諸橋太一郎 議長 野島正弘建設部次長。

○野島正弘 建設部次長 道路インフラの点検の実施状況といたしましては、幹線道路を中心に14路線、約44キロメートルの路面性情調査を平成29年度に実施し、この結果を用いて舗装修繕計画を策定し修繕を実施し、その後、令和4年度に22路線、約56キロメートルの調査を行い計画を改定しております。

幹線道路以外については、道路パトロールや市民の皆様からの情報提供などを基に、随時現場を確認し状況の把握をしております。

橋梁につきましては、5年に一度の法定点検を実施しており、市内の道路橋67橋について、平成29年度、平成30年度の2か年で点検と診断を実施し、5年後の令和4年度、令和5年度に再度の点検と診断を実施しております。

また、法定点検とは別に職員による簡易点検を年1回実施をしております。

点検の結果でございますが、道路につきましては、平成29年度には約18キロメートルだった修繕必要箇所が、令和4年度の調査では26キロメートルへと8キロメートル増加をしております。

橋梁につきましては、法定点検の結果、一部で劣化が進行し橋梁健全性区分が1、健全、2、予防保全段階、3、早期措置段階、4、緊急措置段階と4段階ある中で、3の早期措置段階の橋梁がゼロ橋から2橋へ増加をしております。

このように、道路・橋梁ともに老朽化が進行しており、計画的かつ速やかに長寿命化対策を実施する必要があると考えております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 小松崎 伸議員。

○14番 小松崎 伸 議員 スピードは大切ですね。

続きまして、点検結果を反映した計画の作成と予算の確保ということであります。

点検結果をしっかりと反映した計画を策定し、その計画を基に長寿命化対策を進めることが、道路インフラを健全に保つ上で極めて重要であります。そのためには、予算の確保が必要であります。点検結果を反映した計画策定と予算の確保はどのようになっているのかを伺います。

○諸橋太一郎 議長 野島正弘建設部次長。

○野島正弘 建設部次長 道路や橋梁の老朽化・長寿命化対策には多大な費用がかかります。そのため、点検結果を基に舗装修繕計画や橋梁長寿命化計画を策定し、破損してから手当てをする事後保全的な修繕ではなく、予防保全的な修繕を計画的に実施することで、予算の平準化を図るとともに、国の交付金も積極的に活用する計画としております。

しかしながら、近年では国の交付金が要望どおりに配分されない傾向があり、計画どおりに修繕を進めることが困難な場面もございます。そのため、新たな交付金の模索や事業債を有効に活用するなど、予算の確保に努めるとともに、修繕を実施する際には従来の工法にこだわらず、新技術などがあれば積極的に採用し経費削減に努め、限られた予算の中で最大の効果を上げられるように努力してまいります。

○諸橋太一郎 議長 小松崎 伸議員。

○14番 小松崎 伸 議員 ただいまの答弁の中で、新技術を採用し経費削減を図るというお話がございましたけれども、これまでに採用した新技術というものはどのようなものがあるのか。また、この新技術、今後の活用に向けた考えについてお伺いします。

○諸橋太一郎 議長 野島正弘建設部次長。

○野島正弘 建設部次長 近年、ドローンでありますとか、AI、それと3Dスキャナーというような、点検調査分野におきましても非常に新しい技術というものがどんどん出てきております。ドローンを使った橋梁の点検とかでありますと、今まで従来であると、足場を組んだり、高所作業車を使ったりということで、人が直接その橋梁に近づいて点検をしていたんですけれども、ドローン等を使うことによって画像を解析をして、遠隔点検ができるというようなことで、安全性またはその足場を組むというような1段階作業を省けるということで効率的な点検ができるというようなものもございます。

牛久市におきましても、令和3年だったと思います。北浦こ線橋、こちらの法定点検、5年に一度の点検ですけれども、そのときにドローンによる画像解析で点検をさせていただいております。

また、その点検を基に修繕をした工事のほうでございますけれども、同じく北浦こ線橋、こちらの伸縮装置につきましても、従来であると鋼材性のもの、鉄のものが道路上に露出をする露出型の伸縮装置というものが従来のものでございますけれども、今回令和3年度の点検を受けて北浦こ線橋の修繕をした際には、埋設型といって舗装の中に伸縮装置が隠れる新しい伸縮装置、こちらを採用しております。こちらを採用したことによって、3割程度伸縮装置の経費は削減できたという実績がございます。

また、道路のほうにつきましては、牛久駅西口の道路改修につきまして、歩道部分で平板というものを今まで使っていたんですけれども、こちらについてはどうしても長年たつとがたつて

きてつまずくおそれがあるということで、材料としてはアスファルトなんですけれども、そこに型押しをして塗装をして、例えば石畳風に見える、もしくはレンガ調に見えるというようなストリートプリントという工法を採用しております。こうすることによりまして、長期的に見ますと、がたつき等の手当てをする必要がないということで、非常に効果が出ている、経済的にも長期的には有効なんじゃないかというような形でそういうものも採用しているというところがあります。

そのほか補修系のものも多々あるんですけども、ちょっといっぱいあるので、今までの実績としてはちょっとこれだけでお話やめたいと思いますけれども、今後につきましても、今お話したような、経費が削減できるもの、新たな技術というものを積極的に採用するように、また、大学等との意見交換なども行いながら何が有効なのかというものも調査研究をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 小松崎 伸議員。

○14番 小松崎 伸 議員 この新技術ですね、情報収集、そして活用のさらなる検討、ぜひ進めていただきたいというふうに思います。

5番目ですけども、道路インフラが抱える課題と今後の計画ということでございます。

道路インフラの現状や点検の実施状況、今後の計画などについて質問をしてみましたけれども、最後に今回の質問を総括をいたしまして、道路インフラが抱える課題と今後の計画について改めてお伺いをいたします。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 道路インフラにつきましては、これまで答弁してまいりました舗装や橋梁のみならず、道路照明灯やガードレール、道路標識等も含めた道路構造物全てが設置から相当の年数が経過し、全体的に老朽化が進んでおります。これらの修繕にかかる費用は大きく、一度に全ての施設を修繕することは困難であります。そのため、定期的な点検の実施による優先順位づけや費用を抑えられる工法の検討・採用等が必要であると考えております。

今後も定期的な点検・調査を実施し、舗装修繕計画や橋梁長寿命化計画を随時改定しながら、限られた予算の中で予防保全的に計画的かつ効果的な修繕を実施することで、老朽化や長寿命化対策を推進し、市民生活に欠かすことのできない道路インフラを適切に管理してまいります。

○諸橋太一郎 議長 小松崎 伸議員。

○14番 小松崎 伸 議員 ありがとうございました。

以上で、私の質問を終わります。

○諸橋太一郎 議長 以上で、14番小松崎 伸議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開は13時20分といたします。

午後0時12分休憩

午後1時20分開議

○諸橋太一郎 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、17番杉森弘之議員。

〔17番杉森弘之議員登壇〕

○17番 杉森弘之 議員 改めまして、こんにちは。市民クラブの杉森弘之でございます。

私の質問事項は1つでございます。防災計画について、一問一答で質問いたしますので、よろしくお願ひいたします。

質問に入る前に訂正がございます。大きな1の(2)の2の中で、福島第二原発と書かれておりますが、第一原発の誤りでありますのでよろしくお願ひいたします。

本年1月1日16時10分頃に、マグニチュード7.6、最大震度7の地震が能登半島で発生しました。気象庁はこれを2020年12月以降の一連の地震活動、すなわち、能登群発地震を含め、令和6年能登半島地震と命名しました。

1995年1月17日に発生した、マグニチュード7.3、震度7の兵庫県南部地震による阪神淡路大震災から29年目になります。この間、2011年3月11日に発生し、東日本大震災を引き起したマグニチュード9.0の東北地方太平洋沖地震をはじめ、マグニチュード7.0以上の大地震は実に13回、ほぼ2年に1回起きています。

2011年3月4日の定例会で私は、地震対策と原発震災について一般質問し、当時、日本の原発は安全で絶対に事故は起きないという安全神話が、政府、企業、マスコミによって流されている状況の中で、地震大国日本における原発震災の危険性と牛久市地域防災計画に原子力災害対策計画編を設ける必要性について質問したことをよく覚えているところでございます。

なぜなら、この一般質問から1週間後に東北地方太平洋沖地震が発生し、福島第一原発事故を含む東日本大震災となったからであります。

福島第一原発は、牛久市から178キロメートルの距離にありますが、牛久市も児童の甲状腺被曝や農産物の出荷が放射能汚染で停止されるなど、ホットスポットとして放射線被曝に悩まされました。それから13年、今回は、現在の岸田首相の能登半島地震における対応のひどさに象徴される日本の災害対策のお粗末さと、岸田首相がこの地震大国で原発を復活させようとするでたらめな政治をしているのを見る中で、牛久市の防災対策に原子力災害対策が含まれていないことの危険性を含め、改めて防災計画を一般質問に取り上げることにいたしました。

牛久市は、牛久市地域防災計画を地震災害対策計画編及び風水害等対策計画編として作成していますが、ここでは2023年に更新した地震災害対策計画編に基づいて質問をいたします。

まず、第2章災害予防計画の第1節災害に備えた組織づくりでは、1、市の活動体制の整備について述べられていますが、その中で牛久市職員地震時初動対応マニュアル、業務継続計画、いわゆるBCP、各部門間の連携体制の整備、減災行動マニュアルの4つの整備を掲げていますが、これらの進捗状況を伺います。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男市民部長。

○吉田茂男 市民部長 お答えいたします。

市の活動体制の整備については、まず、牛久市職員地震時初動対応マニュアルを令和元年8月

に制定しており、マニュアル内には地震発生時の市災害対策本部等及び各部局の初動体制と職員の服務及び行動基準等を定めております。

業務継続計画（BCP）は令和2年7月に策定しており、本計画には災害時における優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）の特定及び業務の執行体制や業務継続に必要な資源確保等の計画を定めております。

各部間との連携体制の整備については、災害対応における全庁的な動員体制を定めているほか、今月16日に実施する牛久市防災訓練では、こちらは浸水避難訓練ですが、保健福祉部との連携の上、避難行動要支援者の避難訓練の実施も予定しており、各部間との連携体制を構築しているところであります。

減災行動に関するマニュアルについては、我が家の地震対策マニュアルや牛久市防災ハンドブック等にて災害時における市民の取るべき行動等、減災につながる情報を記載し、市民に対して普及啓発を実施しているところでございます。

○諸橋太一郎 議長 杉森弘之議員。

○17番 杉森弘之 議員 次に、5番目として広域等相互応援体制についてであります。最悪な場合を想定して他の地方公共団体等との間で災害時の相互応援協定を締結するとしていますが、現在14の相互応援に関する協定と稲敷広域消防本部相互応援協定が12市等と結ばれています。

締結先、協定の内容について、これで十分と考えているのか、協定の現状認識と今後の計画について伺います。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男市民部長。

○吉田茂男 市民部長 広域等相互応援体制についてですが、杉森議員のほうから14という御指摘がございましたが、愛知県西尾市とも災害時相互応援協定を締結しておりまして、現在は15の協定が締結されている状況です。また、現時点では、他の市町村と災害時相互支援に関する協定を結ぶ予定はありませんが、必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

○諸橋太一郎 議長 杉森弘之議員。

○17番 杉森弘之 議員 次に、6番目の民間企業の協力及び防災体制についてですが、現在42の民間企業の応援に関する協定が結ばれているようですが、締結先、協定の内容について、これで十分と考えているのか。協定の現状認識と今後の計画について伺います。

被害が大きくなればなるほど応援はより大きく必要とされます。私自身が聞いたところによれば、協力をしてよいと考えている企業が、民間企業にこれ以外にもあるようです。市の見解を聞きます。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男市民部長。

○吉田茂男 市民部長 民間企業の協力及び防災体制ですが、株式会社イーペック牛久と災害廃棄物の処理に関する協定が、直近では令和5年8月21日に協定を締結しており、42の協定が締結されております。

また、現時点では他の民間企業と災害時の協力に関する協定を結ぶまだ確定したものはござい

ませんが、必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

○諸橋太一郎 議長 杉森弘之議員。

○17番 杉森弘之 議員 民間企業の応援に関しては、単に災害対策ということだけではなく、市の事業に関する様々な応援にもつながると考えます。民間企業の応援に関してもっと広げる必要があるのではないのでしょうか。

次に、7番目、ボランティアについてですが、専門的ボランティアと一般ボランティアに区分していますが、宗教団体との連携についてはどのように考えているのでありましょか。

宗教施設が災害時の防災拠点として脚光を浴びたのは、東日本大震災でした。行政から指定されていた避難所が津波に飲み込まれ、高台にある宗教施設に多くの方が避難され、長期の避難生活を送りました。それを契機に、災害時における宗教施設を行政が地域資源として見直すようになりました。地域によっては宗教施設と行政による防災協定が結ばれるようになったといえます。

牛久市にも様々な宗教団体が存在していますが、宗教団体との連携についてはどのような状況であるのか、今後どのように考えているのか、市の考えを聞きます。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男市民部長。

○吉田茂男 市民部長 避難場所としての神社・仏閣との連携ですが、牛久市では災害時協力に関する協定等の締結はしておりません。他の自治体の例を見ますと、杉森議員から御紹介のありますとおり、避難場所として指定している例も見られることから、今後必要に応じて検討していきたいと考えております。

○諸橋太一郎 議長 杉森弘之議員。

○17番 杉森弘之 議員 次に、第3章災害応急対策計画の第6節避難収容活動について伺います。

まず、2番の避難場所についてであります。牛久市は第一次避難場所、指定緊急避難場所として、各行政区長らが行政区自治会施設を開設し、第二次避難場所、指定避難所として教育委員会が各小中義務教育高等学校、市民部が茨城農芸学院、保健福祉部が福祉避難所として各生涯学習センターと武道館を開き、小中義務教育高等学校は原則として体育館を使用し、収容できない場合には教室及びグラウンドも使用するとしています。

日本の避難所は体育館が基本で、生活の質が悪く長引くため、疲労や病気で命を落とす人を出していると言われております。実際、避難生活に伴う災害関連死は、平成の30年間で4,958人と発表されております。しかし、これはあくまでも申請して認定された人数で、実際はもっと多いと推測されております。

調査の結果、関連死の原因は、約51%が避難所における生活の肉体的・精神的疲労で、環境さえよければ防ぎ得た死でありました。特に、エコノミークラス症候群で死亡した現役女性、つまり母親世代の割合が高齢者より高かったことは注目に値します。避難所における女性を取り巻く状況はより深刻で、トイレが汚かったり混んでいると、水分を控える人が増え、血栓関連死の原因にもなると言われております。

2011年の東日本大震災では、1年以内に約2,900人、11年間に3,800人の関連

死が認定されています。牛久市は大規模地震発生の減災数値目標の一つとして、関連死ゼロを目指すを掲げていますが、そのためには避難所の設置基準を抜本的に改善する必要があります。

そこで、牛久市の避難所の設置基準について伺います。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男市民部長。

○吉田茂男 市民部長 まず、避難所における1人当たりのスペースについては、牛久市避難所運営マニュアルにて1人当たり4平米と定めており、スフィア基準と言われているものの3.5平米を満たしているという状況でございます。

次に、トイレに関する対策ですが、さきの鈴木議員の質問でも御答弁しましたとおり、避難所におけるトイレの確保・管理ガイドラインでは、想定避難者数割る50を確保することが望ましいとされております。学校の体育館及び武道館のトイレは、令和5年6月時点で和式・洋式合わせまして165個のトイレがあり、想定される避難者に対して、20人から27人あたりで1つのトイレが確保できているという状況でございます。

また、携帯トイレについては、ガイドラインでは3日分を備蓄するよう定められており、牛久市で備蓄している携帯トイレは約6万2,000回分ありますので、約2.8日分となるため、およそガイドラインに沿ったものとなっております。また、牛久駅東口、岡田小学校、ひたち野うしく中学校にマンホールトイレを整備するなど、災害時におけるトイレについては、様々な対策を講じているところでございます。

次に、食事に関しましては、市民の皆様をお願いをしております3日分の備蓄食料、市における公的な備蓄食料、さらに災害時支援協定を締結している民間企業からの支援、国等からのプッシュ支援によるものを避難者に提供していく考えでございます。

一方、パンやおにぎり、弁当等の食事に偏ってしまうことも考えられることから、ボランティアによる炊き出しの実施ができるよう、できる限り早期に調整し受入れを行っていく考えです。

それから、次にベッドの対策ですが、段ボールベッドの備蓄及び段ボールベッドを作成している大和紙器株式会社と災害協定の締結をしております。また、床に直接寝ることがないように簡易ベッド、エアベッドの備蓄も進めているところでございます。

エコノミー症候群を減らす観点から、市では原則として車中泊での避難は避けるよう呼びかけております。そのため、避難所の収容が体育館等で不足する場合は、避難所となっている学校のグラウンド半分をテントスペースとして開放するような計画となっております。

次に、避難所の設置期限に関してですが、地域防災計画にて事態が収束するまでと定めております。一方、避難所の開設期間が長期化する場合は、学校の授業再開等を優先する考えからも必要に応じて集約化を図るような計画でございます。

以上のように、避難所に関しましては様々な対応を講じているところであり、災害時に災害関連死が発生しないよう、今後も必要な対策を講じていきたいと考えております。

○諸橋太一郎 議長 杉森弘之議員。

○17番 杉森弘之 議員 避難所の設置基準を考える上で、よく引き合いに出されるのがスフィア基準です。スフィア基準とは、人道憲章と人道対応に関する最低基準の通称で、UNHCR、

国連難民高等弁務官事務所緊急対応ハンドブックでも紹介されており、多くの国連機関、国際機関及びNGOは、これらの基準を参考にしながら緊急人道援助活動を行っています。

日本の内閣府防災担当も2016年4月、避難所運営ガイドラインの中で、参考にすべき国際基準として紹介しました。

徳島県は2017年4月、徳島県避難所運営マニュアル作成指針を改定し、スフィア基準を盛り込みました。その中で、人間の存続のために必要不可欠な4つの要素として、1、給水・衛生・衛生促進、2、食料の確保と栄養、3、シェルター、居留地、ノンフードアイテム（非食料物資のこと）、4、保健活動の分野における最低基準が定められています。特によく問題にされるのがTKB、すなわち、トイレ、キッチン、ベッドであります。

私は、まず、日本のように体育館で段ボール囲いにおにぎりなどという前時代的な発想から解放される必要があると考えています。トイレは20人に1つ以上を設置し、女性トイレと男性トイレの比率を3対1にすることがスフィア基準であります。居住スペースは、キッチン調理スペース、入浴スペース、衛生設備とは別に1人当たり最低3.5平米であることがスフィア基準であります。

イタリアでは、緊急時にはトラックで48時間以内に必要な物資が届けられ、同時に食堂が設営され、プロの調理師が出勤し、温かい料理が振る舞われます。臨床心理士もPTSD予防に向けて現地入りし、子供の遊び場や乳幼児を守るケアも48時間以内に整えられ、道路が寸断されている場合はヘリコプターを動員するなどとされています。

ベッドは睡眠と生活環境を守るためにテントが用意され、4人家族なら約100平米の空間にベッドが入り、空調も完備されています。そのため、イタリアでは、全国各地に1万以上の居住用テント、エアコン、発電機、トイレ、シャワー、キッチン、ラジオ、コンテナハウス等、生活に必要なものがコンテナに備蓄されており、日本とイタリアでは同じ地震火山大国でも、国の災害に対する構えが根本的に違う状況です。

岸田首相の主張する戦争準備のための軍事予算2倍化より、首都直下地震や南海トラフによる地震、毎年の風水害対策こそ優先すべきであることは明らかです。牛久市単独で全てを変えることはできませんが、関連死ゼロを目指すために、避難所の改善をさらに検討されるよう望むものであります。

次に、4の応急仮設住宅についてであります。

応急仮設住宅の設置基準として、1戸29.7平米、災害発生から20日以内の着工、公営住宅等への一時入居、最高2年以内の供与期間としていますが、これで十分と考えているのか、牛久市としての改善点はないのか、質問をいたします。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男市民部長。

○吉田茂男 市民部長 応急仮設住宅についてですが、応急仮設住宅の供与は、原則として県が実施いたします。一方で、災害救助法第30条の規定により、県知事が被害の程度その他必要と認めるときは、応急仮設住宅の建設を市長に通知することができ、その場合、市が応急仮設住宅を建設し供与します。

応急仮設住宅の入居対象者・選定・設置基準・設置場所・供与期間については、地域防災計画にて定めているところでございます。

用地の確保については、奥野地区にあります東部防災広場が現時点では唯一の候補地となっておりますが、災害の状況に応じて他の適当な公有地、私有地についても検討してまいります。

また、応急仮設住宅の建設のみならず、市営住宅や民間アパート等の民間所有施設の活用についても検討をしていく考えでございます。

供与期間につきましては、原則2年以内と定められておりますが、今回の能登半島地震の事例では、恒久的な住まいの確保やライフラインの復旧などの個々の事情を勘案し、適宜、仮設住宅の供与期間の延長等の判断を行うとなっております。当市でも大規模災害が発生し応急仮設住宅を供与する場合は、状況に応じて延長の判断を検討していく考えであります。

○諸橋太一郎 議長 杉森弘之議員。

○17番 杉森弘之 議員 次に、第7節物資の調達・供給活動についてであります。現状をまずお聞きします。

関連死ゼロを目指すためにも、特に食料について、保存食のようなものを支給するというだけでなく、民間企業、ボランティアの協力もいただきながら、温かい食事を提供する体制を検討するようにすべきと考えますが、市の見解をお聞きいたします。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 食料の供給につきましては、第二次避難場所での供給を計画しております。

水の調達につきましては、市民による備蓄、市における公的な備蓄のほかに市内4か所、岡田小学校、田宮防災広場、刈谷第2街区公園、みどり野第1街区公園に上水道が常時循環している、飲料水兼用耐震性貯水槽を整備しており、本貯水槽にて340トン分の飲料水を確保している状況です。また、県南水道企業団が所有している栄町の貯水タンクなども活用していく考えです。

水の供給につきましては、耐震性貯水槽を整備している箇所での給水活動、市及び県南水道企業団所有の給水車による第二次避難場所等での給水活動を計画しております。

衣料・生活必需品につきましては、地域防災計画において、災害により住家に被害を受け、日常生活に欠かせない被服、寝具その他の衣料及び生活必需品を喪失または毀損したために日常生活を営むことが困難である者に供給することとしております。

調達に当たっては、市民の非常用備蓄を最優先とし、不足するものについては市の公的備蓄、さらに不足する場合には寄附の受入れや民間企業との災害時支援協力により必要な数量の確保に努めてまいります。

救援物資の集積場所は、牛久市営青果市場、水郷つくば農業協同組合牛久富農経済センター、牛久市集出荷施設、中央生涯学習センター、牛久南中学校及び牛久栄進高等学校としております。

以上のように、災害発生時の物資の調達・供給体制を構築しており、調達後速やかに被災者に提供していくことで、災害関連死が発生しないよう対応していきたいと考えております。

○諸橋太一郎 議長 杉森弘之議員。

○17番 杉森弘之 議員 次に、第17節原子力災害における広域避難者の受入れについてで

すが、受入れだけでよいのか、牛久市民自身の避難も考える必要性について市の見解を伺います
が、このことについては、次の大きな2番目の質問で詳しく伺います。

大きな質問事項の2番目は、原子力災害対策についてであります。

まず、法令関係の認識の問題として、災害対策基本法、災害対策基本法施行令と原子力災害対策について質問します。

災害対策基本法は第2条定義の1号で、災害の定義として、「大規模な火事もしくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害」とし、災害対策基本法施行令では、第1条この政令で定める原因についてで、「災害対策基本法第2条第1号の政令で定める原因は、放射性物質の大量の放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他の大規模な事故とする」と明記しています。

さらに、災害対策基本法は、第5条市町村の責務で、「市町村は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する」と明記しています。

法的に考えて、牛久市が牛久市地域防災計画に原子力災害対策計画編を立てることは当然の権利であり、牛久市民に対する責任ではないかと考えますが、市の見解を伺います。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男市民部長。

○吉田茂男 市民部長 まず、原子力災害の中で、今の質問の中にまず受入れだけでよいのかという視点と、それから、地域防災計画の中で計画をつくるべきではないかという2つの視点があったかと思えます。

原子力災害に備えた防災対策を講じる重点区域の範囲は、東京電力福島第一原子力発電所事故以前は、原子力発電所から8キロメートルから10キロメートル圏内とされておりました。

しかしながら、福島原発事故では、この範囲を超えて避難等が必要となったことから、原子力規制委員会がIAEA（国際原子力機関）の国際基準を参考として策定した「原子力災害対策指針」により、この範囲を30キロメートル圏内に拡大されました。これに伴い原子力災害に係る地域防災計画や避難計画も30キロメートル圏、いわゆるUPZ圏内にて作成することとなりました。

これを受けまして、茨城県では東海第二発電所のUPZ圏内の14市町村の避難計画を盛り込んだ「茨城県広域避難計画」が平成27年3月に策定されました。

なお、同計画には、避難先からのさらなる避難を避けるため、避難先はUPZの区域外とすることが定められており、当市もUPZ区域外であることから、ひたちなか市の避難先として指定されているところであります。

したがって、当市においては東海第二原子力発電所から60キロメートル以上離れていることから、他市町村への避難計画というものは今現在ございません。

それでは、そういう計画の策定はということですが、地域防災計画における原子力災害対策計画編の作成は、原子力規制委員会がIAEAの国際基準を参考として策定した「原子力災害対策

指針」により30キロメートル圏内となっており、当市はその範囲外であることから原子力災害対策計画編の作成はしていません。

○諸橋太一郎 議長 杉森弘之議員。

○17番 杉森弘之 議員 原発から5キロメートル圏内のPAZ、予防的防護措置を準備する区域、そして30キロメートル圏内のUPZ、緊急防護措置を準備する区域の圏外であるから絶対安全などということはありません。チェルノブイリ原発事故でも福島第一原発事故でも証明されていることであり、他の30キロメートル圏外の自治体でも自主的に原子力災害対策計画を立てている事実からも明らかではないでしょうか。

次に、原子力災害対策の必要性についてですが、茨城県は東海第二原発という特別に危険な原発が存在すること、すなわち稼働から46年の老朽原発であること、可燃性で老朽化した廃線のため、火災事故などが多発していること、東海村にはそのほかに20もの原子力関係施設が存在し、原子力施設が近接しているために自然災害との複合災害だけでなく、原子力災害の複合災害の危険性もあること、半径30キロメートル圏内に92万人が居住し、原発事故が発生した場合に避難不可能であることなど、注目すべきことが多くございます。

さらに、原発事故は地震などの自然災害だけが原因ではなく、むしろスリーマイル原発事故、チェルノブイリ原発事故などのように、火災事故、部品製造ミス、溶接等の工事ミス、人為的操作ミス等による事故が多数であり、ちょっとした事故やミスが重大事故につながります。

そして、岸田首相の無謀な原発回帰政策によって、福島前夜ともいうべき原発の安全神話が流布され、この東海第二原発を再稼働させようとする動きが活発化しています。県のでたらめな避難者数の想定17万人などという、再稼働のためには何でもありの準備が進んでいることに危機感を覚えるものであります。

原子力災害対策の必要性について、改めて市の見解を伺います。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男市民部長。

○吉田茂男 市民部長 重大な原子力事故が発生した場合、牛久市でも放射性プルームの通過に伴う放射能汚染のおそれは否定できないことから、必要に応じて屋内退避の措置を講じることを当市における原子力災害対策として想定しております。

一方、東海第二原子力発電所につきましては、原子力規制委員会が定めている新規制基準の基、様々な安全性向上対策工事に取り組んでいると聞き及んでおります。

ハード面の対策としましては、防潮堤の新設による津波対策、重大事故（シビアアクシデント）への対策として、電源確保の多様化、原子炉などの冷却機能の多様化、地震対策として耐震補強、水密扉等の設置による内部溢水対策、難燃ケーブルもしくは同等以上の難燃性能を有する複合体を形成することによる内部火災対策等を行っているとのことでございます。これらの対策工事は再稼働の有無にかかわらず、発電所の安全性を高める上で非常に有効なものと認識しております。

また、ソフト面による対策としては、様々な想定での緊急時対応訓練にも取り組んでいるとのことです。

当市としまして、原子力災害の重要性は十分認識しておりますので、今後とも必要に応じて必要な対策を検討していきたいと考えております。

○諸橋太一郎 議長 杉森弘之議員。

○17番 杉森弘之 議員 東海第二原発の安全対策については、防潮堤のずさん工事など、大変危ういものを感じております。その中で、特に私はケーブルの問題が注視しなければならないものだろうというふうに考えています。ケーブルの総延長、何と1,400キロメートルに及びます。まず、ケーブルの耐用年数ですが、日本電線工業会によると、ケーブルの耐用年数は10年、長くて30年と言われております。東海第二原発はもう既に40年以上たつて、耐用年数をはるかに超えております。これが、再稼働する延長をすれば、60年使用となり、耐用年数の2倍から6倍に相当します。あり得ない話であります。

次に、ケーブルは電力を送る電力用と計測信号を送る計装制御用がありますが、劣化が進むと特に計装制御用ケーブルの場合、正確に計測信号を送ることができなくなります。機器の異常が感知できない、あるいは機器の異常な作動につながります。

防火シートによる複合体形成、これは言葉ではきれいですが、要するに、可燃性ケーブルを交換することができないということで、それを束ねて防火シートで巻くだけのことにすぎません。防火シートの外部で火災が起きた場合は、内部のケーブルはいわゆるホイール包み焼き状態で機能喪失してしまいます。

内部のケーブルには老朽化だけでなく、ケーブル敷設時に3,000か所もの傷がつけられたと工事関係会社の記録にも報告されているところでもあります。内部でいつショート発火する危険性があるかも分からない、そして、実際にケーブルの火災事故が東海第二原発では多数発生しています。

東電や原電の安全対策の説明については、今、連続ドラマではやりの、はてと疑問符をつけ、一方の説明だけで終わらず、多方面から検討する必要があると思います。

次に、原子力災害の広範囲性についてですが、チェルノブイリ原発事故では北西100キロメートルもの避難地域が設けられました。福島第一原発事故では47キロメートル離れた飯館村も避難区域となりました。牛久市は、福島第一原発から178キロメートルの距離でしたが、ホットスポットとなりました。

2014年5月に福井地裁が大飯原発3、4号機の運転停止を関西電力に命じた判決では、福島第一原発事故直後に政府内で提出された近藤シナリオでは、放射性物質が広がって福島第一原発から110キロメートルまでの範囲については避難要請、200キロメートルまでは自主的に避難したい人については認めざるを得ない線量まで上がるという想定だったといえます。つまり、30キロメートル圏外は大丈夫、屋内退避で済まされるなどというものではありません。

東海第二原発は牛久から64キロメートルの距離であります。福島第一原発事故でも明らかのように、福島第二原発をはじめとする原子力施設で事故が起きた場合、牛久市にも放射性物質の重大な影響がある危険性を考慮すべきと考えますが、市の見解を聞きます。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男市民部長。

○吉田茂男 市民部長 先ほどの答弁でも述べましたとおり、当市はUPZの30キロメートル圏外であることから、地域防災計画による原子力安全対策計画編の作成をしておりません。

また、重大な原子力事故が発生した場合、放射性プルームの通過に伴う放射能汚染のおそれは否定できないことから、必要に応じて屋内退避の措置を講じることが当市における原子力災害対策となっております。

○諸橋太一郎 議長 杉森弘之議員。

○17番 杉森弘之 議員 最後に、牛久市は減災数値目標4つの中で、逃げ遅れゼロを目指す、犠牲者ゼロを目指すとしていますが、深刻な原子力災害が発生した場合、その広範囲性から牛久市が考慮すべきは、ひたちなか市民の避難受入れだけでなく、牛久市民自身の避難ではないでしょうか。

兵庫県の丹波篠山市は、最も近いとする原発が隣の京都府をまたいだ福井県の高浜原発であります。56キロメートルの距離があり、大飯原発からは65キロメートルありますが、原子力災害対策計画を作成し、分かりやすいイラスト入りのパンフレットにしました。その趣旨を以下のように述べています。

これまで国の原子力政策では、地元というと核施設の立地自治体のことを指していました。高浜原発なら高浜町と福井県です。しかし、福島第一原発の事故では、原発から30キロメートルから47キロメートルにある飯舘村が2017年春まで全村避難を続けていましたし、福島県以外の広範な地域にも多くの放射性物質が降り、たくさんの人々が自主避難しました。この経験から、高浜原発から最も近い錦北地区で約45キロメートルしかない篠山市も、事故で深刻な被害を受ける可能性のある地元なのであります。

篠山市の原子力防災の要点は3つです。第1にとっとと逃げる、第2番目が心のバリアをとる、第3番目が被害を少しでも減らすであります。

牛久市においても、避難の必要性、避難の在り方について検討すべきではないかと考えますが、市の見解を伺います。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男市民部長。

○吉田茂男 市民部長 丹波篠山市の原子力ハンドブックでは、とっとと逃げることが一番大切であると掲げられておりますが、事故の規模によっては、放射性ヨウ素等の吸入による内部被曝と比べ、放射性希ガス類等による外部被曝が脅威となる場合もございます。

放射性プルームは比較的短時間で通過すること、また、プルームによる市民の無用な汚染を防止することを考慮しますと、内部被曝と外部被曝の両方を回避でき、かつ容易に実施できる屋内退避が牛久市における原子力災害時の避難行動としては最も実効的であると考えております。

○諸橋太一郎 議長 杉森弘之議員。

○17番 杉森弘之 議員 ただいまの避難回避の問題については、これからもいろいろ考えていっていただきたいと思いますが、どちらにしてもこの問題が牛久市の市民の安全、財産、生命、これを守る上で大変重要な問題であるということは明らかであると思いますので、今後とも検討

をよろしく願いをいたしまして、私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○諸橋太一郎 議長 以上で、17番杉森弘之議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開は14時20分といたします。

午後2時09分休憩

午後2時20分開議

○諸橋太一郎 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、15番水梨伸晃議員。

〔15番水梨伸晃議員登壇〕

○15番 水梨伸晃 議員 改めまして、こんにちは。少し眠たくなる時間になってきましたが、しっかりと牛久市政発展のため、真剣にそして簡潔に質問させていただきます。

早速ですが、大きな項目1番、公立小中義務教育学校空調設備の設置状況についてです。

過去の同僚議員の一般質問においても度々出てくる学校関連の空調設備問題、こちらについてお伺いいたします。

牛久市では、市内全公立小中義務教育学校のこちら全13校、普通教室と特別教室においてエアコン設置率は100%、子供が快適に授業を受けやすく手厚い対応をしていただいていると、ほかの自治体よりも評価されるべきところだと理解しております。

今回は牛久市が第二次避難場所にも指定している学校体育館についてお伺いいたします。

皆さんも市内小中義務教育学校の体育館を利用したことがある方は分かると思うのですが、夏は扉が開いていて、こちら全開でも暑い。冬は全ての窓や扉が閉じていても、大きな羽根つきの移動式のヒーターが近くにあると、ファンがうるさくてしゃべる声が聞こえないなど、結局、ヒーターを消すと寒いというのが現在の体育館でございます。子供たちが学習の一環として体育館を使用するのは当然のことですが、特にこれからの季節、高温や高湿度の環境では熱中症や脱水症状のリスクが高まり、適切な空調がないと健康被害が発生する可能性もございます。快適な温度環境は、集中力や学習効果を高めるだけではなく、スポーツをする上でもベストな状態で最高のパフォーマンスを出すことができる要因の一つであると考えます。

先ほども言いましたが、牛久市では家が倒壊するなどした場合には、滞在できる第二次避難場所と指定されており、様々な利用状況も考えながら大規模な災害を想定し準備しなければならないことも考え、小中義務教育学校へのエアコン設置を考えます。

そして、ここまでは誰もが考える理想です。前置きが長くなりましたが、今回は現実的に国の制度を利用しての空調設置についてお伺いいたします。

まずは、体育館に空調が設置されている自治体の例として、規模の大きな自治体ですと、大阪市では令和4年には既に市内全市立中学校127校の体育館にエアコン設置が終わっております。ここ牛久市近隣自治体ですと、阿見町が10校中10校、河内町は1校中1校に設置されており、どちらの自治体も学校の体育館への空調設置率は100%でございます。

茨城県全体でいうとどうでしょうか。先日も新聞報道があったように、茨城県内で設置率が2022年9月1日現在では2.6%でした。2024年3月31日時点でも10.9%という数値になっております。

我が牛久市はというと、市内私立小中義務教育学校の体育館空調設備設置率はゼロパーセントでございます。おくの義務教育学校の大規模改修工事に合わせての体育館エアコン設置の予定も聞いておりません。

現在文科省が行っている体育館へ空調設備を導入するに当たっての支援制度も、2025年までは国庫補助金の割合がこちら上がっております。2分の1です。さらに、防災・減災、国土強靱化のため5か年加速化対策事業の場合は、地方債充当率100%、交付税措置率50%となっております。

この場にいる皆さんは承知のことだと思いますが、ユーチューブの配信、こちら見ている方などにもちょっと分かりやすく言いますと、10万円のエアコン、こちらを買うのに2分の1の5万円は国が補助金を出してくれる。そして、残りの5万円のうち100%を地方債として、こちら5万円、牛久市が牛久市から借りることができる。その借りた5万円のうち50%、こちらは交付税措置として国が返してくれる。結果、牛久市は2万5,000円でエアコンを設置できるということです。

今のこちら正確には、市の税収によって交付税措置を受けることができないとまれな状況もありますことを一言追加させていただきます。語弊がありましたら修正しますので御指摘ください。

総務省も同様に、東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災・減災のための地方単独事業として、指定避難所の空調設備に活用してもらうために緊急防災・減災事業債の制度もあり、こちらは充当率100%、そして、交付税措置率70%と設定しております。

国や県からも、これらの国庫補助金や制度を活用して空調設備を推進しておりますが、牛久市として市内公立小中義務教育学校体育館への空調設備の予定はあるのかお伺いたします。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 小中義務教育学校の空調設備につきましては、児童生徒や教職員が長い時間を過ごす校舎の普通教室を中心に、平成18年から順次整備を進めてきましたが、これらの空調設備は設置後15年以上経過しているものが多く、実際に不具合が発生し効率が著しく低下している現状がございます。

そのため、更新計画を策定し令和2年度より工事を実施しております。工事は財政負担を軽減するため、平準化を行い9年間に分けて計画されております。

御質問の体育館の空調設備についてであります。文科省では断熱工事をすることによって効率的な冷暖房ができ、ランニングコストも抑えられるということで、補助金の採択要件にもなっております。議員おっしゃるとおり、体育館へのエアコン設置では、総務省の緊急防災・減災事業債を活用する方法もございます。

しかしながら、体育館に空調設備を整備する場合、天井や壁への設置に伴う構造上の荷重が考

慮されていないほか、電源の確保に必要な受変電設備の改造、動力配線工事、分電盤設置等が発生し、建物の断熱性の確保を含め多額の費用が見込まれると考えております。

先ほど答弁させていただきました校舎の空調設備の更新も限られた財源の中で取り組んでおり、国の補助事業を活用しながら進める状況です。

今後、学校施設の整備を進める上で、校舎を優先して長寿命化改修を進める計画があり、児童生徒の健康と安全を最優先に考えますと、まずは校舎の空調設備を最新のものに更新することが喫緊の課題であると考えております。

こうしたことから、全体の優先順位を定めながら整備をしていく必要があるため、体育館の空調整備の優先度は低くならざるを得ない状況となっており、現在のところ、体育館への整備は計画されていないところですが、昨年、夏場の気温が高い状態が続いたこともありますので、今夏の気温などの状況を見ていきながら、空調整備について先進事例を研究するとともに、国の補助事業等の動向を注視してまいります。

○諸橋太一郎 議長 水梨伸晃議員。

○15番 水梨伸晃 議員 ありがとうございます。

先ほども言いましたが、体育館へのエアコン設置は国も県も推進している事業の一つでもあること、さらには近隣の取手市でも2025年度まで小中学校体育館に空調設備を進めていく中、市民全員に分かりやすく見えるようにサウンディング型市場調査をしており、より具体的に事業実施に向け課題解決を行っております。牛久市の教育大綱の中に掲げている基本目標にも、市民の多様な学びを支える教育施設の整備という文言もあります。快適な環境を整えば、体育館の利用率も高まり、地域コミュニティーの活動が活性化し、施設の有効活用が進むことでしょう。

気象庁は今年の夏も最も暑い夏と予想しています。子供たちに熱中症などの健康被害や事故があってはならないことですので、潤沢な財源がない牛久市では、例えばLPガス補助金や都市ガス補助金のほかにも考えられる国の補助金制度の利用可能性をしっかりと考えていただきたいと思い、次の質問へ移ります。

大きな項目2番に移ります。

牛久市では、子供のための事業を行っているのは皆様御承知だと思います。その中で、今回は牛久市子ども会育成連合会、通称市子連ですね、こちらにスポットを当てたいと思います。

ではまず、現在、牛久市内に居住があり子ども会に加入できる年齢である市内1年生から6年生までの人数は、こちら約4,200名と把握しておりますが、市子連に加入している子供の人数を伺います。

○諸橋太一郎 議長 小川茂生教育部長。

○小川茂生 教育部長 牛久市子ども会育成連合会（市子連）に加入している子ども会の数、加入している子供の人数につきまして、直近6年間の数字を申し上げます。

令和元年度の加入子ども会数49、加入人数が2,082名、令和2年度の加入子ども会数49、加入人数が1,797名、令和3年度の加入子ども会数40、加入人数が1,459名、令和4年度の加入子ども会数34、加入人数が1,154名、令和5年度の加入子ども会数33、

加入人数が1,064名、令和6年度の加入子ども会数30、加入人数が858名となります。

○諸橋太一郎 議長 水梨伸晃議員。

○15番 水梨伸晃 議員 先ほど言いました4,200名という対象者のうち858名ということですが、その858名の子どもたちは、牛久市からの補助金が出ている市子連主催のイベントに参加をしている、もしくは参加案内が届いているかとは思いますが。

では、先ほどの市内1年生から6年生までの全体約4,200名のうち、市子連加入者858名を引いた約3,300名の子どもたちはどうでしょうか。市内全域の子ども会加入者対象者向けの行事になっているのか伺いたします。

○諸橋太一郎 議長 小川茂生教育部長。

○小川茂生 教育部長 牛久市子ども会育成連合会が主催するイベントにつきましては、市内全域の子ども会加入対象者向けの行事となるよう考慮していただいております。

以前まで開催していたイベントでは、市子連に加入している子ども会のみが対象となっておりました。昨年度開催したうしくっ子マーケットでは、企画当初は市子連に加入している子ども会を対象にしておりましたが、出店者を募ったところ、2つの単位子ども会しか集まらなかったことから、結果として市内全域の子ども会加入世帯を対象として開催したところでございます。

○諸橋太一郎 議長 水梨伸晃議員。

○15番 水梨伸晃 議員 ありがとうございます。

昨年、市子連が行った事業のうしくっ子マーケットのことだと思われま。こちらうしくっ子マーケットに関して、私もこちら役員の方からボランティアで運営のほうの参加依頼が来ましたので参加させていただきました。さらに私の子供もマーケットのお客さんとして参加もさせていただいております。

こちら軽く内容としては、子供たちがフリーマーケットの商品の準備、そして、一つ一つの商品に値段をつけること、商品の売買に至るまで、子供がコミュニケーションを取りながら、低学年の子は高学年の子にお金の計算方法を教えてもらうことや接客の仕方など、ふだんの生活の中で見ていることを学びとして、子供が見よう見まねで実際のお金を使っていたのはとても新鮮でした。

牛久市が先進で取り組んでいる教育、学びを支え合い、お互いに聞き合うことができるコミュニケーション能力の高さによる共同的な学びを学校の外でも見ることができました。

しかし、そんなすばらしいイベントも子ども会に入りたいものの、住んでいる地域に子ども会自体が存在しない子供や、子ども会に加入しているがその子ども会が市子連に加入していない、そのような周囲の状況や他者からの影響などの外的要因で参加できない子供もいたことから、全ての子供が参加できるイベントにしていくための助言を担当課から市子連にしていくべきと考えるが、見解を伺います。

○諸橋太一郎 議長 小川茂生教育部長。

○小川茂生 教育部長 牛久市子ども会育成連合会が主催するイベントにつきましては、市内全域の子ども会加入対象者向けの行事となるよう、市子連の役員さんとともに計画を進めていると

ころでございます。

その理由は、牛久市の全ての子供たちの健全な育成に寄与する目的であるのはもちろんですが、市子連への加入や子供自身のための活動であることをPRするものでございます。

例えば、昨年から試験的に始めた議員御案内の子供たちによるフリーマーケットイベント、こちらでは、今年も参加者を市子連に加入している子ども会に募る予定ですが、一方で、市子連へ加入している児童を含むチーム制を導入することにより、市内の子供が平等に参加できるよう配慮して計画をしているところでございます。

イベントに参加することで、市子連の活動に興味を持っていただき、加入することで得られる保護者同士の横のつながりや、地域や学年を超えた子供同士の触れ合いの大切さを感じていただきたいとの、市子連役員からの思いでございます。

現状としては、市子連に加入していない子ども会の保護者や、子ども会自体に加入しない御家庭の多くは、会の役員になることによる負担が大きいことが理由になっているようでございます。子ども会の加入やその存在意義につきましては、子供自身の学びのためでございます。新しい時代に必要となる資質・能力の育成のために、地域や学年を超えて様々な体験をしたり、学校や家庭以外の広いフィールドで学ぶことの大切さについて御理解いただけるよう、市子連役員から各単位子ども会へ働きかけをしていただくことも必要と考えます。

今後は、保護者の負担感をなるべく軽減できるようなイベントの準備や、当日の運営などの工夫も含め、子ども会の在り方について市子連の役員と協議をしながら、引き続き考察を重ねてまいりたいと考えております。

○諸橋太一郎 議長 水梨伸晃議員。

○15番 水梨伸晃 議員 ありがとうございます。

今の答弁を聞くと、市子連に加入していなくても市内全域の子ども会加入対象者向けの行事となるよう計画を進めているということですが、今のままでは市子連の役員や係になることによる保護者の負担というものが罰ゲームのような感覚にならないようにしていかないと、牛久市子ども会育成連合会という組織そのものが崩壊してしまう気がします。

近隣市町村では、子ども会と青少年市民会議が共催し事業を行うことにより、イベント当日は保護者負担になることを避け、保護者が子供と一緒に参加ができるように工夫されていたりします。まずは、子供を中心に考えていただき、保護者の負担、不満、不公平感もなくなるように、今後の市子連事業を考えていただきたいと思い、最後の質問へ移ります。

大きな項目3番です。

茨城県の公的な結婚支援サービス「であイバ」を御存じでしょうか。結婚に向けた出会いの場を提供するサービスを県が運営に関わることにより、信頼を併せ持つ事業でございます。

こちらは平成18年6月より開始され、現在18年目に突入。これまでの18年間の実績は、約2,800組以上のカップル誕生からの成婚という実績もあります。牛久市内では、今年5月末時点で、牛久市内在住の方で男性41名、女性39名、合計80名が登録をしているとお話を伺いました。

先日、市民の方と婚活についてお話しする機会がありました。その方は、民間の結婚相談所に加入され、入会金登録料合わせて約5万円、月額約1万円、2年ほどこちら継続し、晴れて御成婚し退会しました。そのときに、成婚退会費として約10万円納めております。今聞いただけでも約40万円費用がかかっています。それ以外に、入会中期間内1回のお見合いにつき別途費用もかかっております。

少子化の原因は様々ですが、その一つに結婚するまでの経済的なハードルの高さというのものではないかと、私は考えます。さらに専門家の話では、最近の傾向として、他人との接触が希薄になりがちで、出会いの機会が少ないと感じる人が多くいるため、結婚相手の見つけにくさというのも一つのハードルのようです。日本経済の長期低迷の影響や、近年の物価上昇に賃金上昇が追いつかず、実質賃金が減少し続けていることでの経済的負担によることで、結婚へ踏み切るのが困難になっているとも言います。

茨城県でも少子化対策の一環として、こちらの事業をサポートしております。近隣自治体が行っている事業なのに、牛久市がやっていない事業があると、牛久市離れの原因の一つになるのは明らかであります。

茨城県の公的な結婚支援サービス「であイバ」登録料の助成制度を行っている県内自治体は、今年5月末時点で、県内44市町村のうち21市町村で助成制度を行っております。牛久市でも入会登録料の助成制度を設置してはと思いますがいかがでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 斎藤正浩市民部次長。

○斎藤正浩 市民部次長兼市民活動課長 一般社団法人いばらき出会いサポートセンターが運営する「であイバ」は、結婚を誠実に希望する独身男女に出会いの機会を提供する茨城県の公的な結婚支援サービスで、県内在住など一定の条件を満たせば2年間有効の入会登録料が1万1,000円というものです。

また、今年5月1日現在の登録者数は、男性1,889人、女性1,326人の計3,215人で、うち当市在住登録者数は、男性41人、女性39人の計80人であるとのこと。

なお、県内21市町村が「であイバ」の入会登録料について助成制度を設けているとのこと。

市では、にぎわいのあるまちづくりのために市民が結婚しやすい環境づくりの重要性は認識しておりますが、「であイバ」の入会登録料は、民間の結婚相談所やいわゆるマッチングアプリ等と比較して格段に安いことから、助成制度の設置が必須であるとは考えておりません。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 水梨伸晃議員。

○15番 水梨伸晃 議員 ありがとうございます。

先週、ちょうど6月5日に厚生労働省が発表した出生率も、茨城県として過去最低であること、そして、婚姻件数減少傾向も止まらないと報道がありましたことは、記憶に新しいと思います。

県内44市町村のうち半数近くの自治体は、少子化に対する危機感があり、考えなければならぬ問題であると認識しているからこそ行っている助成と考えます。

以前、令和3年度第2回定例会で同僚議員が、若者を呼び込む政策について質問をしておりました。そのときは、牛久市まち・ひと・しごと創生総合戦略という観点でしたが、婚活パーティーの支援や婚活支援機関の情報発信支援も検討していくと、そのときは経営企画部政策企画課で答えております。3年前に検討して、そのときの情報はその担当課へ置いてきてしまったのか。出会いの場だけでなく、市役所内における横のつながりも希薄化することのないよう、コミュニケーションや連携をしっかりと取ってもらいたいと思います。

今回、はっきりと助成制度の設置が必須であるとは考えておりませんと回答をいただいておりますが、他市町村に出遅れることのないよう、これから牛久市を持続可能な自治体として残していくために必要な人材を確保するという意味でも、市民サービスへの向上へつなげていただきたいと思い、一般質問を終わりにします。

○諸橋太一郎 議長 以上で、15番水梨伸晃議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開は15時00分といたします。

午後2時49分休憩

午後3時00分開議

○諸橋太一郎 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、12番出澤 大議員。

〔12番出澤 大議員登壇〕

○12番 出澤 大 議員 れいわ新選組、出澤 大です。市民クラブの出澤 大です。

質問については、議長に事前に許可を求めましたので、着座にて質問させていただきます。ぜひよろしくをお願いします。

それでは、私は大卒4点について質問させていただきます。

まずは1点目、本市の人口減少問題について伺います。

まず、直近1年間の状況について。

令和5年第2回定例会の一般質問において、本市の人口は平成29年12月末の8万5,255人をピークに人口減は既に始まっており、令和5年4月末の人口は8万4,105人と、約5年半で1,150人も減ってしまっていると指摘をしましたが、その後の状況はどうか確認させてください。

○諸橋太一郎 議長 糸賀 修経営企画部長。

○糸賀 修 経営企画部長 令和5年度の本市における人口の動態といたしましては、住民基本台帳における令和5年4月1日の人口が8万4,113人、令和6年4月1日は8万3,920人と、193人の減少となっております。

次に、自然動態につきましては、出生418人、死亡929人と、511人の減少となり、社会動態につきましては、転入3,707人、転出3,415人と、292人の増加となっております。

また、社会動態を年齢別で見ると、異動日における集計となりますが、ゼロ歳から14歳までが38人、35歳以上が249人の転入超過となっており、そのうち65歳以上の方につきましては、93人の転入超過となっております。

また、15歳から34歳までの年齢層につきましては、171人の転出超過となっており、これらの傾向につきましては、男女とも共通した状況となっております。

○諸橋太一郎 議長 出澤 大議員。

○12番 出澤 大 議員 御説明ありがとうございます。

自然減については、これは日本全国の問題であり、牛久市だけの問題ではないとの認識です。さらに、社会増については、各年代とも転入が転出を上回っている状況だと認識していますが、ただ、15歳から34歳までについては、171人の転出超過という数値であります。これは、進学等で牛久を離れる若者が多いのかなというふうに推察するところですが、一度牛久を離れても結婚・出産をするときにまた牛久に戻ってきたいと感じてもらえる制度やまちづくりが必要だと考えます。

すみません、ちょっとお待ちください。

次に、関連して、茨城県内の人口が増えている、または減少が小さい自治体と比較した本市の状況について伺います。

2020年と2023年の県内の自治体における人口の増減について比較してみました。

事前に配付した資料、自治体人口の増減状況を御覧ください。

県内で人口が増えているのは、5.86%増のつくば市、2.97%増の阿見町、2.83%増のつくばみらい市、1.89%増の守谷市の3市のみで人口が増えており、以下、土浦市0.01%減、取手市0.81%減、水戸市0.91%減、牛久市0.97%減、古賀市1.16%減の順となります。

日本全体で見ると、東京では合計特殊出生率が1を切り0.99となるなど、国は本気で人口を受け止めようと考えているのかと感じざるを得ない状況になっています。しかし、基礎自治体としては、可能な限りの対策を行い人口減に立ち向かっていかなければならないと考えます。

お手元の資料、自治体ごとの若年女性の増減率を御覧ください。

県内で若年女性の人口が上昇すると想定されているのは2つの自治体のみ、つくばみらい市が4.1%増、守谷市で0.3%増でした。以下、マイナス13.3%のつくば市に続き、本市はマイナス13.9%と、県内では減少率が2番目に低いとのNHKの報道がありました。

同僚議員の質問にもありましたように、本市は豊かな自然環境にも恵まれ、交通の便もよく、環境さえ整えばこのマイナス13.9%という減少率も避けられるのではないかと考えます。日本全体で大きくまた難しい問題ですので、簡単に効果が出るとは考えていませんが、この1年間、人口増に向けてどのような施策を講じてきたのかについて御説明ください。

○諸橋太一郎 議長 糸賀 修経営企画部長。

○糸賀 修 経営企画部長 この1年間ということでございますけれども、これまで牛久市につきましては、子育て施策、また教育施策、子育て施策は特にいち早く全小学校に児童クラブを開

設して行く。また、保育園に関しては、民間誘致を図って待機児童をゼロにする。そのほか、予防接種の公費負担であったり、また子育てに関しましては、手厚い相談体制を整えるなど各種施策を実施してきたところでございます。

それらのほか、令和6年度につきましては、中学校の学校給食の無償化を行いまして、令和7年度からの子供の医療費の無償化の準備を進めていくなど、さらなる施策の充実を図りながら魅力あるまちとして牛久市がこれからもいられるよう、各施策を実施しているところでございます。

こういった施策を重ねながら進めないと、これからも牛久市が選ばれるまちとしては続けられないと考えてございますので、今後におきましても、そういった施策を積み重ねながらUターンによって牛久市に住んでいただく、また、Iターンにより牛久市を選んでいただいて住んでいただく。また、そもそも牛久市から出ないで、牛久市に住み続けていただけるという考えの下、これからのまちづくりを進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○諸橋太一郎 議長 出澤 大議員。

○12番 出澤 大 議員 詳細にわたり御説明ありがとうございます。

次に、人口が増えている自治体に共通する子育て世代の支援策の充実について伺います。

先日、牛久市内で友人が自費で行っているフードパントリーに伺ってきました。その一角を借りて、相談コーナーを設け、「お困り事はありますか」と小さいお子さんをお連れの方数人などからお話を伺ったところ、子供を短い時間でも一時的に預かってくれる使い勝手のよい場所があればありがたいとの御意見が複数ありました。

本市は、子育て支援にも力を入れているとの認識ですが、このような市民の声は届いていまいでしょうか。一時預かりの現状について伺います。

○諸橋太一郎 議長 渡辺恭子保健福祉部長。

○渡辺恭子 保健福祉部長 一時預かり事業は、保育園等を利用していない家庭においても、日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった場合や育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するために、児童を一時的にお預かりするものです。

令和5年度の実施状況につきましては、市内保育施設20施設のうち10施設が実施しており、延べ申込み件数が2,428件に対し、受入れ件数が2,332件で、受入れ率は申込み件数の96%となっております。

受入れがなされなかった理由としましては、職員の勤務体制や行事等により保育士の配置がでななかったこと、保護者の都合によるキャンセル等が挙げられます。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 出澤 大議員。

○12番 出澤 大 議員 今、御説明いただいたように、そういった受けた相談についての対応というのはかなりいいのかなというふうに印象を受けましたが、私が現場で聞いた声については、そこにたどり着けない方が多かったと。多かったというか、複数名いらっしゃったというふ

うに認識しています。

私も本市ホームページの一時預かりのページを見てみましたが、実施保育園の内容のリンク先を見てみますと、13か所の施設のうち半数が受入れ困難となっており、残りの半数も要相談との記載しかなく、相談しにくいだらうなという印象を受けました。写真を多く使うなど、視覚からも安心感を持ってもらえるようにするなど、分かりやすいページづくりが必要だと感じます。

2時間ほどの相談を受けた時間において、複数の方から相談が届いたということは、繰り返しになりますが、実際に困ったときにどこに相談すればいいのかが非常に分かりにくいのだと思います。せっかくの施設や制度も利用者に届いていなければ意味がありません。子育てに悩む人に情報が届きやすい告知方法が必要だと考えますが、再度御所見を伺います。

○諸橋太一郎 議長 渡辺恭子保健福祉部長。

○渡辺恭子 保健福祉部長 市の子育て支援に関する情報につきましては、広報紙や市ホームページのほか、必要な時期に直接個別にお届けする方法を併用し周知に努めております。

個別の周知では、妊娠届出時や妊娠8か月時に行う保健師面談の際に、市が作成した牛久市子育てガイドを用いながら、各種支援の情報提供を行い、お子さんが生まれた後は、出生届出時や赤ちゃん訪問のとき、乳幼児を対象とした健診、育児支援の教室、子育てに関する相談の機会等、お子さんの年齢に応じた情報提供を行っております。

また、市内の子育て広場や保育園等におきましても、未就学児のお子さんを対象とした子育ての支援の情報提供を行っております。

ホームページの検索におきましては、必要な情報が探しにくいという点につきましては、ホームページ担当課や子育て支援を担当する課と協議しまして、市民が必要な情報を探しやすくする工夫や子育て世代が関心を持ちやすい内容にするなどの改善に努めてまいります。

○諸橋太一郎 議長 出澤 大議員。

○12番 出澤 大 議員 ありがとうございます。

人口が大きく増えている流山市は、「母になるなら流山市 父になるなら流山市」とのキャッチコピーのもと、子育てがしやすいイメージが定着しています。急増の人口増は、様々な問題もあるようですが、本市の状況に鑑みるに、まずはやれることをやらなければならないとの認識です。

次に、本市の市内総生産について。人口が増えている、また減少が小さい自治体の違いについて伺います。

人口が増えている、または減っていない自治体は、市内総生産の人口1人当たりの金額が大きい傾向があります。

お手元の資料、茨城県内の令和3年度市内総生産を御覧ください。

本市の1人当たり市内総生産は、いわゆるGDPは約304万円と、つくば市の650万円の半分以下であり、隣接する阿見町の約578万円よりも約260万円、取手市の330万円よりも20万円ほど低く、県内44市町村中37位という状況であります。

この状況をどのように分析しているのかを伺います。

○諸橋太一郎 議長 二野屏公司環境経済部長。

○二野屏公司 環境経済部長 市町村内総生産につきましては、通常、1会計年度の間に、各市町村の生産活動によって新たに生み出された付加価値の総額のことを指し、地域経済の規模や成長度合いといった、各市町村における経済状況を示す、いわゆる市町村版GDPと言われるものです。

現在、茨城県にて公表がなされております、令和3年度の総生産額を見てみますと、本市は約2,584億円で、県内全44市町村中19位、阿見町は約2,780億円で16位となっており、これを人口で除した1人当たりの総生産額は、牛久市が約307万円で38位、阿見町が568万円で10位となっております。

この結果の詳細についての分析には至っておりませんが、県経済センサス活動調査等も含めて考えてみますと、令和3年度調査における牛久市の事業所数が2,339件、総売上高が約4,382億円であるのに対し、阿見町は事業所数が1,498件、総売上高が約5,254億円と、事業所数が本市よりも841件少ないにもかかわらず、売上高が872億円ほど高いという状況となっております。

こうしたことから、牛久市と阿見町を比較した場合には、阿見町には比較的大規模な事業所の立地が多いということが要因の一つではないかと捉えております。

本市といたしましても、引き続き、その他の要因につきましても調査を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 出澤 大議員。

○12番 出澤 大 議員 今、御答弁いただいたように、阿見町には比較的大規模な事業所の立地が多いということが要因の一つであると私も考えますが、日本のGDPの6割は個人消費と言われておりますので、この結果はそれだけにとどまらず、牛久市内で生産されるものや提供されるサービスの合計が少ないということに加え、市外からのお金の流入は、市内にとどまり還流するお金の量が少なく、逆に市外に流出してしまうお金の量が多く、市内の消費活動がよくない結果を表しているものと考えます。

牛久市の1人当たりの歳入額は39.4万円であり、つくば市の47万円との差は1.2倍程度であります。この結果からも、本市で還流するお金の量が少ないものと考えますが、このことについてはまた後ほど触れさせていただきます。

次に、企業誘致について質問させていただきます。

企業誘致については、まさに本格的に力を入れ出したと認識していますが、やらなくてはならないことが山積しているものと考えます。牛久阿見インター付近は交通の便もよく、工場や倉庫を誘致するのに適していると考えますが、お隣の阿見町に比べ弱いように感じます。これは先ほど御答弁いただいたように、本市と比べ大規模な事業所の立地が多いということの一因でもあります。また、それは人口増加率や市内総生産の差にも表れているものと考えます。

これまで市内の工業団地には空きがないと御答弁されてきたと思いますが、空きがなければ整

備すべきだと考えます。先日の議員勉強会で新たな道路計画についての説明もありましたが、それに合わせた沿線の開発などについての調査などは行っているのでしょうか。

同僚議員の質問とも重なりますが、工業団地の整備についてと併せて、新たな道路計画の沿線開発の状況についても説明をお願いいたします。

○諸橋太一郎 議長 二野屏公司環境経済部長。

○二野屏公司 環境経済部長 企業誘致は、市内産業の多角化や雇用の創出、まちの魅力の向上、牛久市への定住促進の観点から積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

近年の企業立地の動向といたしましては、交通利便性に優れる首都圏中央連絡自動車道の沿線地域への企業集積が特に進んでおり、本市においても立地を検討される企業より毎年お問合せをいただいている状況となります。

先日の御答弁でも申し上げましたとおり、現在、市内の桂・奥原両工業団地ともに団地内の区画に空きがないことから、新たな産業用地の整備に向け、茨城県との意見交換を行いながら情報共有を進めているところです。県と連携することで、県の持つノウハウや情報の活用並びに市の財政負担の軽減を図ることができ、現在は市内の複数の候補地につきまして、開発可能性調査を実施いただいております。

本市では、本年4月より中心市街地への事務系事業所の進出を促す、特定中心市街地事業所開設等補助制度を創設し、企業誘致支援策の強化を図っております。当制度は、新たな取組として一定の要件を満たす事務系の事業所の開設を対象とし、制度の構築を行ったものです。

今後につきましては、実際に制度を運用しながら、企業の進出動向やニーズの把握に努め、適宜必要な見直しを行ってまいりたいと考えております。

○諸橋太一郎 議長 出澤 大議員。

○12番 出澤 大 議員 今、御答弁いただいたように、特定中心市街地事業所開設等補助金についても、私は繰り返し事務系事業所だけに対象を絞らず、市内外問わず、より多くの人が牛久市内で活発な消費活動を行うことができるよう、また、新たに市外からも出店したいと思われるようなまちづくりが必要だと考えております。

御答弁いただいたことは、この先も検討していただけるものと考えて、次の質問に移ります。

次に、キャッシュフローの地域内滞留について、ハートフルクーポン券を例に質問させていただきます。

現在は市内にあるチェーン店や大型店でも使えるようになっていますが、その割合が大きいのではないかと、地域の商店の参加を増やすべきではないかと考えます。なぜなら、地域の商店でお金を使うと、そのおよそ50%程度が地域に滞留する一方で、チェーン店などで使うと十数%に減ってしまうと、第2次安倍政権で内閣官房参与を務めた京都大学教授の藤井 聡さんがおっしゃっています。

公費を使った地域振興の意義を持つハートフルクーポン券については、マクロ経済的に言えば、より牛久市内にとどまり還流するお金の量を増やせるような仕組みを考え、乗数効果を上げることにより、効果の最大化を目指すべきではないかと考えます。

市内の消費活動を活性化することにより、市民の収入も税収も増え、充実した市民サービスが可能になり、本市への移住促進効果にもつながるのではないかと考えますが、執行部の御所見を伺います。

○諸橋太一郎 議長 二野屏公司環境経済部長。

○二野屏公司 環境経済部長 ハートフルクーポン券の大型店での利用額につきましては、議員御提案のように減額すべきという意見がある一方、増額してほしいという御意見も寄せられてきました。現在の5,000円までという設定は、20年ほどの制度継続の中、関係者の検討を経て決定したものとなります。

もともとハートフルクーポン券事業は、市内の事業者支援を第一義として始まりました。もちろん、それが市民生活の支援にもつながるわけですが、規模の大小にかかわらず広くハートフルクーポンを利用していただくことが、地域振興券としてのあるべき姿と考えます。

市といたしましては、ハートフルクーポン券事業の意義を再確認するとともに、今回の議員からの御提案や事業者及び利用者の御意見や御要望、そして実際の利用状況も含め、多角的に情報を収集した上で商工会とも協議を重ね、適正なバランスの維持に努めてまいりたいと考えております。

○諸橋太一郎 議長 出澤 大議員。

○12番 出澤 大 議員 今、御答弁いただいたように、幅広い店舗で使えるということが、やはり利用者の利便性につながると思いますので、大型店ではなくても例えば市内の方が営む商店でも幅広い商品のラインナップがそろえられるようなまちづくりも必要ではないかと考えます。

次に、大枠3番目、うしくグリーンファームや市内の農業の今後の展開について伺ってまいります。

まずは、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金について、どのような制度であるかの説明をお願いします。

○諸橋太一郎 議長 藤木光二環境経済部次長。

○藤木光二 環境経済部次長 地域脱炭素は、国の2050年カーボンニュートラルの目標達成のためには必要不可欠なものであり、また、脱炭素が地方の成長戦略として、地域の強みを生かした地域課題の解決や地方創生に貢献する機会となっております。

そのような中で、国は民間等と共同して意欲的に脱炭素に取り組む脱炭素先行地域に選定された地方公共団体等に対して、地域特性に応じた先行的な脱炭素の取組に対し、国と地方の連携のもと、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金により支援をしております。

脱炭素先行地域とは、脱炭素に向かう地域特性に応じた先行的な取組の実施に道筋をつけ、2030年度までに実行することで、農村・漁村・山村や都市部等、多様な地域における魅力と質を向上させ、地方創生に資する地域脱炭素に取り組む地域を地方公共団体が提案し、国が選定するもので、この脱炭素先行地域に選定されていることが交付金の交付要件となっております。

対象事業につきましては、地域特性を最大限生かし、二酸化炭素排出削減に向けた設備導入事業に対し交付されるもので、具体的には、太陽光・風力等の再エネ設備導入費用などが対象とな

っており、交付率は原則事業費の3分の2となっております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 出澤 大議員。

○12番 出澤 大 議員 御説明ありがとうございます。

私が所属する市民クラブでは、本年2月に千葉県匝瑳市に視察に行き、またゴールデンウイーク中にも個人的にもお話を伺ってきましたが、匝瑳市では行政だけではなく、民間も一緒になり、ソーラーシェアリングによる農業と脱炭素を組み合わせたすばらしい取組を行っています。

本市は、平成25年6月にバイオマス産業都市構想の第一次先行地域として決定されてから間もなく10年が経過しますが、脱炭素についての目標達成は難しい状況なのではないかとの認識です。

より発展的な取組として、この地域脱炭素移行・再エネ推進交付金について調査研究や検討したことがあるかについて伺います。

○諸橋太一郎 議長 藤木光二環境経済部次長。

○藤木光二 環境経済部次長 ソーラーシェアリング、いわゆる営農型太陽光発電は、農地に支柱を立て、通常よりも高い位置に太陽光発電設備を設置し、太陽光を農業生産と発電とで共有する取組で、作物の販売収入に加え、発電した電力の自己利用や売却することで、農業経営の改善を図る新たな営農スタイルであると認識をしております。

ソーラーシェアリング導入に当たっては、農業経営の改善を図る上で有効な手段である一方で、営農に関して考慮しなければならない問題も少なくないと考えております。

まず、農地に多くの支柱を立てなければならないことから、作業効率が下がり、また、太陽光パネルの設置に伴い、少なからず日陰が生じることから、作付する農作物を慎重に選定する必要があり、これによりこれまで作付してきた作物の栽培が可能であるのか、それとも新たな作物に転換し栽培技術を習得する必要があるのかも考慮しなければなりません。さらに、パネルがある場合とない場合での収穫量に差が出ることもあることから、収支への影響についても配慮が必要となります。

また、導入に当たり高額な初期投資費用が必要となり、交付金事業に採択された場合でも事業費全てを交付金で賄うことはできないため、多額の自己負担が生じることも考慮しなければならず、慎重な検討が必要であると考えております。

うしくグリーンファーム株式会社での導入の検討につきましては、同社の経営状況は御承知のとおり、5期連続での赤字決算であり、通常の経営にも苦慮している状況であったため、新たな投資をする余裕はないと判断せざるを得ない状況でございました。

したがいまして、これまでソーラーシェアリングの導入に向けた具体的な検討には至っていない状況でございますので、御理解を賜りたく存じます。

○諸橋太一郎 議長 出澤 大議員。

○12番 出澤 大 議員 令和6年度においても、環境省より425.2億円の予算がついておりますし、本市のバイオマス産業都市構想のさらなる発展だけではなく、耕作放棄地対策など、

これはうしくグリーンファームが地域の農家とともに行う事業として、ソーラーシェアリングが意義あるものになり得ると考えます。

ただいま御答弁いただいたように、農地に支柱を立てなければなりません、パネルまでの高さは約3メートルあり、支柱間での大きなトラクターでの作業も可能です。また、通常のパネル幅の3分の1ほどのパネルを利用することで、ほとんどの農作物の発育に影響がないことも実証されています。

匝瑳市では、麦や大豆などを栽培しており、今後は稲作にも取り組む予定だそうです。農業とクリーンエネルギーを結ぶソーラーシェアリングの取組は、農林水産省みどりの食料システム戦略において、営農型太陽光発電による地産地消型エネルギーマネジメントの構築として掲げられています。持続可能な農業の実現、SDGsへの貢献も期待されています。

また、世界中で排出されている温室効果ガスの最大10%は、アパレル産業に責任があると言われており、パタゴニア日本支社は、米国本社とも検討を重ねた上で、ソーラーシェアリングの新規プロジェクトに投資することを選択し、匝瑳市のプロジェクトに参画しています。

茨城県でもサッカーJ2の水戸ホーリーホックが脱炭素社会の実現に向けて、ソーラーシェアリングへの取組を、茨城県の城里町で始めると5月15日に発表しました。このように、企業も環境への配慮からソーラーシェアリングに対して積極的に関わり始めています。

匝瑳市のように先進的に取り組んでいるケースに学ぶことで、リスクを減らすことも可能です。うしくグリーンファームが5期連続の赤字決算であり、資金的に厳しいことはそのとおりでしょう。かといって投資を怠れば、リターンは得られません。本市東部地域の過疎化については、今後加速していくことは容易に想像できます。今ある資源を生かしつつ、新たな取組に着手しなければならないと考えます。

バイオマスタウン構想の発展型として、今後グリーンファームと市内農家が連携していくソーラーシェアリングの導入をぜひとも検討していただきたいと思います。もちろん慎重な検討が必要ですが、積極的に情報を取りに行く必要性も強く感じます。今後、私は現地に出向き勉強を続けてまいります。担当部署の方も一緒に勉強していければなというふうに考えておりますが、同僚議員の先ほどの質問に対する執行部の御答弁において、状況は理解しておりますので、環境が許せばというふうに申し添えておきます。

次に、地域おこし協力隊について伺ってまいります。

繰り返しで恐縮ですが、まずは地域おこし協力隊とはどのような制度かについての説明をお願いいたします。

○諸橋太一郎 議長 糸賀 修 経営企画部長。

○糸賀 修 経営企画部長 地域おこし協力隊につきましては、地方自治体が都市住民を受け入れ、地域おこし協力隊員として委嘱し、一定期間、地域ブランドや地場製品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や農林漁業の応援、住民の生活支援など、各種の地域協力活動に従事していただきながら、当該地域への定住・定着を図る取組でございます。

地域おこし協力隊として委嘱した場合は、隊員の報酬等、活動に要する経費といたしまして、

隊員1人当たり年間520万円が上限となり、このうち、給与に当たる報償費につきましては、原則320万円が上限となりますが、隊員のスキル等を考慮した上で最大420万円まで支給可能となり、これらの経費は全て特別交付税で措置されることとなっております。

また、隊員の募集等に要する経費につきましては、1市当たり300万円を上限として、活動後における起業や事業継承に要する経費につきましては、隊員1人当たり100万円を上限として、これらも特別交付税として措置されることとなります。

○諸橋太一郎 議長 出澤 大議員。

○12番 出澤 大 議員 御説明ありがとうございます。

日本全国で地域おこし協力隊を活用している事例は数多くあることと思います。匝瑳市でも、先ほどのソーラーシェアリングを活用した事業だけではなく、この地域おこし協力隊の制度も活用し、都市部から匝瑳市に移り住み、農業や地域の活性化に取り組む人材が活躍しております。

過去の一般質問においても、この地域おこし協力隊について取り上げられたこともあるとの認識ですが、これまで地域おこし協力隊の導入について調査・検討をしたことがあるかについて伺います。

○諸橋太一郎 議長 糸賀 修経営企画部長。

○糸賀 修 経営企画部長 先ほども申し上げましたけれども、地域おこし協力隊の財政措置につきましては、地域おこし協力隊の導入を検討する際の大きなプラス要素に当たりますが、協力隊の制度を活用し行う事業は、市の政策との連携や諸機関のみならず、持続的な事業であることが必要であると考えております。

御質問にございました千葉県匝瑳市では、シティープロモーションを担う協力隊員が1名、観光事業の推進を担う協力隊員が1名活動しておりますが、他の先進自治体の例を見ますと、具体的な活動内容が示されないことにより、地域おこし協力隊の隊員がどのように動けばよいか分からずに、実際の活動につながらない、地域に上手に溶け込むことができずに活動に影響を及ぼすといった事例もございます。

これまでも地域おこし協力隊の事例や制度に関する情報を収集しているところはございますが、現時点におきましては、具体的には進展には至ってない状況でございます。

○諸橋太一郎 議長 出澤 大議員。

○12番 出澤 大 議員 新しいことを始めるということはもちろんリスクもありますが、現状を打破するためのチャレンジも必要です。国は、令和8年度までに現役隊員数を1万人とする目標の達成に向け、応募者数の増加が急務である中、令和元年度からお試し地域協力隊を実施していますが、今、御答弁いただいたように、隊員として実際の活動や生活が具体的にイメージしにくいという意見もあり、令和3年度から地域おこし協力隊インターンを創設し、応募者の裾野を拡大するとともに、リスクの軽減が図られています。

3年の任期後、同じ地域に住み続ける定住者は、2023年には7,214人、全体の6割強で、1年前より14%増えたことや、長野県の南箕輪村では、東京都出身の元隊員が村長になったケースもあるとの記事が5月11日の日本経済新聞で紹介されていました。もちろん地域の方

といかに交流してもらうかなど、受入れ側の工夫や努力も必要だと思っておりますが、やってみないことには問題点の抽出もできません。地域おこし協力についてもぜひ前向きな検討をお願いしたいと思っております。

ここまで本市の経済状況の改善について質問させていただきましたが、現在、県内下位に沈む本市の1人当たりGDPを上げるために、やれることは全てやらなければ近隣自治体との競争に負けてしまうと考えます。

本年4月からの中学校の給食費の無償化が早期に実現したように、沼田市長がやると決断すれば施策は進むのではないかと考えます。各担当部署から検討するとの御答弁をいただいたところですが、沼田市長からもぜひ前向きな検討をするとのお言葉を頂戴したく存じますが、いかがでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 励ましのお言葉をいただいたと思ってよろしいでしょうか。

これまでの質問を聞かせていただきまして、グリーンファームやら工業団地ですね、市内の生産を上げるといったことも、これまで目に見える形で取組というものはされていなかったと思っております。

特に企業誘致に関しましては、市内2か所ある工業団地において、当時携わった職員がいなかったこと、それに伴ってそのノウハウを継承できなかったことということが、一番大きなことでもありますし、また阿見町との比較で申し上げますと、今、阿見町の大規模事業者が増えたことによって財政の面ではかなり有利な状態にあるといったお話でございますけれども、当時、阿見町が工業団地を造った経緯といたしましては、その当時の市町村のパワーバランスによって阿見町に工業団地ができたといったこと、その当時は牛久市は工業団地、要は企業に頼らなくてもそれで満足できていた状態でありますから、今となつては、その考え方が間違いではなかったのかもしれないけれども、考え直さなくてはいけない部分であるとも思っております。

どこの自治体も限られた財源の中で施策を打っていくに当たり、守りの施策といったことが第一にあります。それは、やはり税金を預かる以上、まちで起こす事業は失敗できないという考えがあるからだと思います。これは、県議会に私、在籍しております、今の知事がかなり攻めの姿勢で事業を進めていく方でありまして、逆に政治を把握していないからそういった思い切ったこともできるんだろうというふうに思います。

私も県議会で決して上から目線で見ているわけではなくて、見ていて、何でしょう、この事業本当にできるのかなというような事業も、やはりその形として示したところもありますから、そういったことはちょっと見習わなくてはならないのかなというふうに思っております。

また、ハートフルクーポン事業の件につきましても、個人商店に対してもっと優遇するようなこと、大型店の上限5,000円というものにつきましても、今からそれをちょっとまたさらに制限するというのは非常に難しいと思っております。ただ、使われる店舗とあと使う側の意見も今後もニーズに応えるために調査をしていかななくてはならないかとは思いますが、結論としましては、その工業団地においても、関係人口・交流人口においても、積極的に打っていき

たいというふうには思っておりますけれども、これ言ってしまうと元も子もございませぬけれども、限られた財源の中で優先順位をつけながらそれは行っていきたいというふうに思っておりますので、議会の皆様の御協力を賜ればというふうに思っております。

○諸橋太一郎 議長 出澤 大議員。

○12番 出澤 大 議員 今、市長がおっしゃっていただいたように、過去の牛久というのは、やはり東京へのベッドタウンとして発展してきた経緯もありますし、なかなか地場産業が育ってこなかったという背景があるものと僕も理解しています。

ただ、今、沼田市長の言葉から非常に力強いこだわりを感じました。その言葉に期待を申し上げ、最後の質問に移りたいと思います。

次に、地方自治法改正案に対する本市の受止めについて伺ってまいります。

国は、第33次地方制度調査会の答申に基づき、地方自治体に対して必要な指示ができる制度、補足的指示権の創設を盛り込んだ地方自治法改正案を令和6年3月1日に閣議決定し国会に提出しました。

この改正案では、大規模災害や感染症の蔓延など、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生した場合、個別法に規定がなくても国の補足的な指示として実際に必要な指示を行うことができるの特例を設けることとしています。

しかし、補足的な指示の要件となる国の安全に重大な影響を及ぼす事態については、どのような事態を想定しているのか具体的に示されていません。

この地方自治法の改正に対し、全国自治会の国と地方の対等な関係が損なわれるおそれもあるとの懸念に一部配慮したものとなっているものの、保安上必ずしも明記されていないと考えられる点もあると指摘し、国の補足的な指示が地方自治の本旨に反し、安易に行使されることがない旨が確実に担保されるよう求めています。

しかし、国が自治体に提示する具体的な事態を問われた総務大臣は、特定の事態の類型を念頭に置いているものではないと、5月23日の総務委員会で答弁しています。指示権行使の事態を想定していないということは、立法事実がないということだと批判が委員会で出ましたが、懸念の声はそれだけにとどまらず、各地から上がっています。国民の生命や命が危ないと言えども当てはまるような抽象的な要件で指示できるのは危うい、想定外の事態が起こったときほど、自治体と国が上下関係ではなく、対等に協議して知恵を出し合い、連携・協力をしていくことが大切だと、千葉県我孫子市議、我孫子市長、消費者庁長官を歴任、自治体議員政策情報センター幹事、民間シンクタンク構想日本理事等を務める福嶋浩彦さんはおっしゃっています。

また、過去の経験から学び、次の対策を想定し準備すること、自治体の体力や気力、能力、財政を含めてサポートしてほしい、国と自治体が迅速に協力できる信頼関係の構築こそが必要だが、法改正されれば自治の精神をなえさせてしまうと、岸本聡子杉並区長はおっしゃっていますし、保坂展人世田谷区長は、コロナの対応は国がいつも正しかったわけではない、指示待ち自治体を作り出してしまふ、命を守る対策としては脆弱になるおそれがあるとの懸念を示されています。

そのほかにも日本弁護士連合会など、懸念の声は枚挙にいとまがありません。国民の安全が重

大な影響を及ぼす事態に直面したときこそ、住民の安全を守るために地域を知る基礎自治体が国と対等な立場で協議・連携する必要があると考えますが、執行部の御所見を伺います。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 質問にお答えいたします。

今回の地方自治法改正案は、第33次地方制度調査会、ポストコロナの経済社会に対応する地方制度の在り方に関する答申を踏まえ、令和6年3月1日に閣議決定されたものとなります。

御指摘のいわゆる指示権の創設とは、大規模な災害、感染症の蔓延、その他その及ぼす被害の程度において、これらに類する国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における特例として、適切な要件、手続のもと、国は地方公共団体に対しその事務処理について、国民の生命等の保護を的確かつ迅速に実施するため、講ずるべき措置に関し必要な指示ができることとすると規定されたことについてのお尋ねかと存じます。

地方公共団体の団体自治及び住民自治の確立は、地方自治の本旨であります。地方分権一括法における住民に身近な行政は、できる限り、地方公共団体に委ねることは平成12年の同法施行以来進められており、地方公共団体は自主性・自立性を発揮して、地域の実情や住民ニーズを踏まえた行政サービスの提供を行っているものと認識しております。

改正案は、国と地方は対等とする地方分権の原則に基づき、地方公共団体への補充的指示は特例的な位置づけとされ、国会に対する事後報告を政府に義務づけるとする修正がなされて、令和6年5月30日に衆議院議員本会議で可決されたところでございます。

今回の法改正は、小さくはない変化でありますので、地方分権の原則に留意した制度運用がなされるのか、今後の地方自治法改正の動向に注視してまいります。

○諸橋太一郎 議長 出澤 大議員。

○12番 出澤 大 議員 市長に御答弁いただいたように、衆議院を通過しまして、今、参議院で議論がされているものと承知しています。

我々基礎自治体としては、やはりこの牛久市をよく知る、一番知る議会、市として国の指示に頼ることなく、やはり独自で判断していくことも大切だと思いますので、これからも注視して議会と市と協力して牛久市民のために活動できればと考えておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

私の一般質問は以上となります。御答弁ありがとうございました。

○諸橋太一郎 議長 以上で、12番出澤 大議員の一般質問は終わりました。

本日の一般質問は、これまでで打ち切ります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて延会といたします。お疲れさまでした。

午後3時52分延会